

美祢市の環境

令和4年度



美祢市

目 次

第1章 美 祢 市 の 概 要

1. 特 徴	1
2. 都市計画法に基づく土地利用計画	2
(1) 都市計画	2
(2) 用途地域	2
3. 人 口	2

第2章 公害対策の概要

1. 環境担当組織	4
(1) 組 織	4
(2) 生活環境班事務分掌	4
2. 美祢市環境審議会	4
3. 環境保全協定	6

第3章 大 気 汚 染

1. 概 況	8
2. 環境基準	9
3. 県設置大気汚染観測局の測定結果	10
(1) 二酸化硫黄 (SO_2)	10
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)	11
(3) 窒素酸化物 (NO_x)	13
(4) 光化学オキシダント	16
(5) PM _{2.5} (微小粒子状物質)	18
4. デポジットゲージ法による降下ばいじん量	24
5. 燃料消費量並びに生産量	25
6. 気象	26

第4章 水 質 汚 濁

1. 概 況	29
2. 環境基準	29
3. 水質汚濁の状況	30

第5章 騒 音 ・ 振 動

1. 概 況	32
2. 騒音・振動の規制	33

（１）環境基準	33
（２）工場・事業場等監視	34
（３）自動車騒音・振動	37

第6章 悪 臭

１．概 況	40
２．悪臭の規制及び基準	40

第7章 土 壌 環 境

１．概 況	43
２．土壌の汚染に係る環境基準	43
３．地下水の水質汚濁に係る環境基準	44
４．土壌汚染対策法で規定する特定有害物質及び区域の指定基準	45

第8章 ダイオキシン類

１．環境基準	46
２．野外焼却	47

条 例 ・ 協 定 等

・ 美祢市環境保全条例	48
・ 美祢市環境審議会条例	52
・ 環境保全協定	54
・ 環境保全協定に基づく細目協定	56

第1章 美祢市の概要

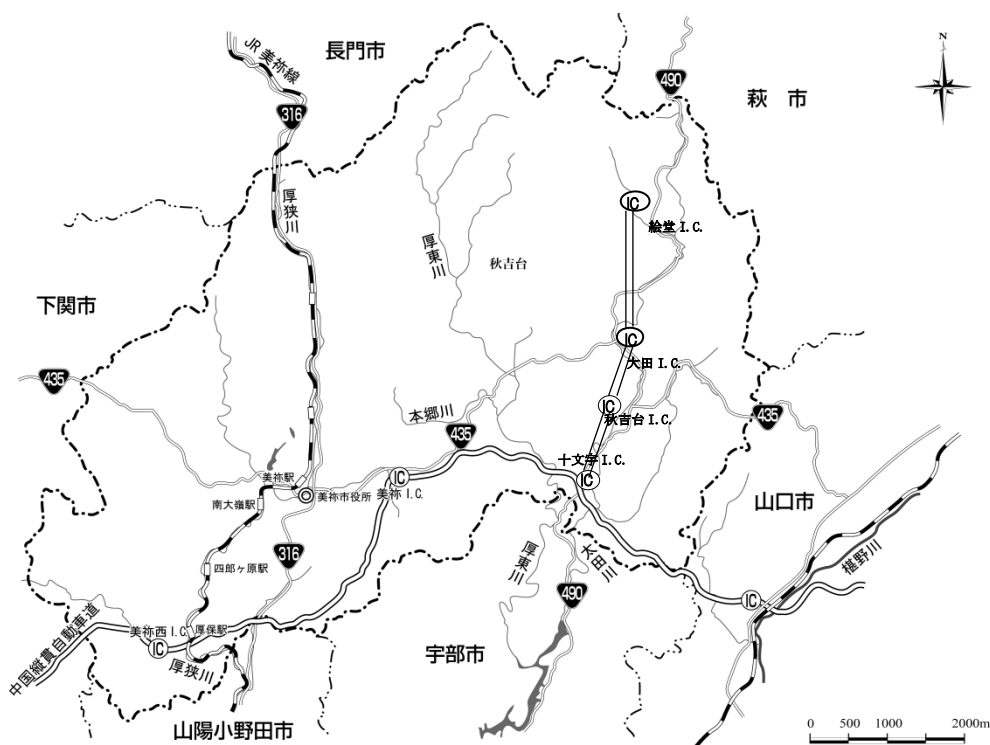
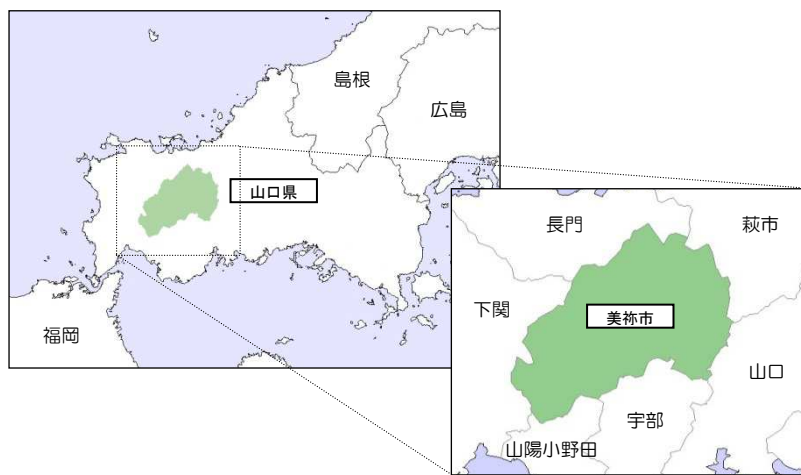
1. 特徴

本市は山口県西部のほぼ中央に位置しており、総面積は472.64km²となっている。

県庁所在地である山口市、中核市である下関市などの市と隣接しており、また、美祢地域を縦断するJR美祢線は長門市-山陽小野田市をつないでおり、山口県西部の各市をつなぐ交通要衝の地となっている。

道路交通網の整備により、国道は316号、435号、490号の3路線が通っているほか、市内を横断する高速道路は3か所のインターチェンジが設置されている。

本市の大きな魅力のひとつに、日本最大級のカルスト台地「秋吉台」、日本屈指の大鍾乳洞「秋芳洞」をはじめとする悠久の時の流れを感じる大自然を有しており、市内全域が「Mine 秋吉台ジオパーク」として日本ジオパークに認定されていることが挙げられる。



2. 都市計画法に基づく土地利用計画

(1) 都市計画

本市では、令和2年から令和11年までを計画期間とする第二次美祢市総合計画を策定し、『若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』を将来像として、現在まちづくりに取り組んでいる。

都市計画においては、山口県が令和2年9月に、「美祢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定し、都市づくりの基本理念を「内陸部の拠点を目指した、人と自然が織りなす豊かで活力ある観光交流都市づくり」と定めている。

本市においては、平成30年1月に「美祢市都市計画マスタープラン」を策定し、更に、令和2年3月に「美祢市都市・地域拠点活性化計画」を策定した。今後は、これらの計画に基づき、本市の土地利用の誘導や都市基盤の整備等を計画的に推進する。

なお、本市では、平成24年3月に、旧美祢都市計画区域と旧秋芳都市計画区域を統合し、現在の美祢都市計画区域としている。

(2) 用途地域

表1-1 用途地域面積表

種 類	面積 (ha)	種 類	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	131.4	近隣商業地域	11.0
第一種中高層住居専用地域	97.0	商業地域	53.0
第二種中高層住居専用地域	13.0	準工業地域	53.0
第一種住居地域	232.0	工業地域	210.0
第二種住居地域	3.9	合 計	804.3

3. 人口

令和4年3月末日現在の人口は22,572人、世帯数は10,778世帯である。

山口県内は、ほぼ全域で人口が減少傾向にあるが、本市も令和3年3月末日で23,140人であった人口が1年間で568人減少している。

また、令和4年3月末日現在の65歳以上の人口が9,924人で、高齢化率が44.0%と約2.3人に1人は高齢者となっている。

表1-2 地区別人口

地区別 区分		大嶺町	伊佐町	豊田前町	於福町	東厚保町	西厚保町	美東町	秋芳町	総 計
世帯		3,470	1,398	455	720	325	392	2,000	2,018	10,778
人口	男	3,473	1,404	410	602	321	397	2,095	1,963	10,665
	女	3,836	1,524	450	753	366	454	2,315	2,209	11,907
	計	7,309	2,928	860	1,355	687	851	4,410	4,172	22,572

出典：市民課調査による（外国人含む）

（令和4年3月末日現在）

表 1－3 産業別就業者数

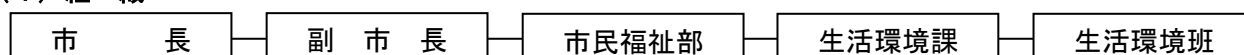
	人 数（人）	構成比（％）
総数	11,320	100.0
第1次産業 計	1,273	11.2
農業	1,203	10.6
林業	65	0.6
漁業	5	0.0
第2次産業 計	3,027	26.7
鉱業、採石業、砂利採取業	147	1.3
建設業	893	7.9
製造業	1,987	17.6
第3次産業 計	6,941	61.3
電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.4
情報通信業	52	0.5
運輸業、郵便業	576	5.1
卸売業、小売業	1,390	12.3
金融業、保険業	113	1.0
不動産業、物品賃貸業	75	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	176	1.6
宿泊業、飲食サービス業	499	4.4
生活関連サービス業、娯楽業	331	2.9
教育、学習支援業	436	3.9
医療、福祉	1,691	14.9
複合サービス事業	207	1.8
サービス業（他に分類されないもの）	732	6.5
公務（他に分類されるものを除く）	617	5.5
分類不能の産業	79	0.7

出典：令和2年国勢調査による

第2章 公害対策の概要

1. 環境担当組織

(1) 組織



(2) 生活環境班事務分掌（抜粋）

- ・ 環境衛生に関すること。
- ・ 環境衛生団体に関すること。
- ・ 未給水地区飲料水水源確保に関すること。
- ・ 浄化槽の設置補助に関すること。
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防並びに動物愛護に関すること。
- ・ 墓地、火葬場に関すること。
- ・ 公害対策に関すること。
- ・ 環境審議会に関すること。
- ・ 地球温暖化対策に関すること。
- ・ 衛生害虫等に関すること。

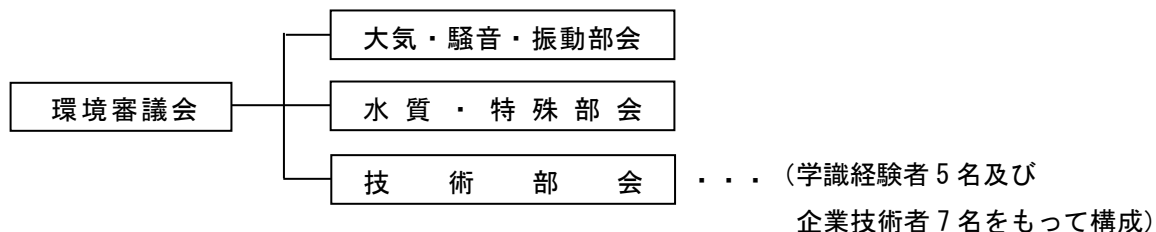
2. 美祢市環境審議会

旧美祢市では昭和 39 年 3 月に公害行政の強力かつ円滑な推進を図るため、公害対策委員会の設置を議会に提案、これが可決され、同年 4 月 21 日市議会議員 3 名、学識経験者 5 名、事業所代表 2 名、地元住民代表 2 名、計 12 名を委員に委嘱して発足した。

委員会は、科学的調査資料に基づいて、宇部方式による話し合いによって解決を図ることを確認、諸対策に努めた。

その後、産業規模の拡大と公害の様相が漸次複雑深刻化するに伴い、逐次委員の拡充強化を図り、昭和 50 年 6 月に名称を公害対策審議会とし、平成 6 年 8 月には環境審議会と名称を改めた。

美祢市、美東町、秋芳町の合併後も審議会は設置され、現在は委員 29 名として環境行政について調査研究に努め、市長の諮問に応え、積極的に審議を行う等対策の推進にあたっている。



年 月 日	令和 3 年度 主な審議事項	
令和 3 年 5 月 6 日	審議事項	・ 天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書における答申案について

表 2 - 1 環境審議会委員名簿（順不同）

（令和 5 年 2 月末現在）

◎部会長 ○副部会長

区 分	氏 名	役 職	大気・騒音 振 動 部 会	水質・特殊 部 会	技 術 部 会
学識経験者 (5 名)	中尾 勝實	山口大学名誉教授	○	○	○
	浜田 純夫	山口大学名誉教授	◎		◎
	奥田 昌之	山口大学大学院理工学研究科教授		◎	○
	今井 剛	山口大学大学院理工学研究科教授		○	○
	札幌 博義	美祢市医師会会長		○	○
議会代表 (5 名)	山中 佳子	美祢市議会議員	○		※ほかに企業技術担当者 7 名 詳細は下記のとおり
	三好 睦子	美祢市議会議員		○	
	岡山 隆	美祢市議会議員	○		
	村田 弘司	美祢市議会議員	○		
	岡村 隆	美祢市議会議員		○	
住民代表 (14 名)	杉山 秋子	美祢市連合婦人会会長		○	
	小野 義夫	美祢市商工会事務局長	○		
	原田 茂	美祢市快適環境づくり推進協議会美東支部長	○		
	向山 久高	美祢市快適環境づくり推進協議会秋芳支部長		○	
	中嶋 誠	美祢市快適環境づくり推進協議会美祢支部長	○		
	梨木 教史	連合山口美祢地区会議事務局長		○	
	河野 一成	山口県農業協同組合美祢統括本部統括本部長		○	
	池田 武昭	美東町十文字地区代表		○	
	西村 幹夫	秋芳町下嘉万総代会総代長	○		
	寺田 督夫	丸山地区環境対策協議会会長	○		
	中村 保義	岩永地区ふるさとづくり推進協議会会長		○	
	田中 哲郎	国長環境対策協議会会長	○		
	篠田 利夫	伊佐地区環境対策協議会会長	○		
	川越 英眞	麦川地区公害対策協議会副会長		○	
事業所代表 (5 名)	田邊 正英	UBE 三菱セメント(株)執行役員伊佐セメント工場長	○	○	
	濱野 英昭	NGK エレクトロデバイス(株)総務部長	○	○	
	月原 孝	太平洋セメント(株)重安鉱業所長	○	○	
	杉山 智則	宇部マテリアルズ(株)美祢工場長	○	○	
	和氣 純一	日本ユピカ(株)美祢工場長	○	○	

※技術部会企業技術担当者（7 名）

氏 名	企 業 名	氏 名	企 業 名
細川 朋久	UBE 三菱セメント(株)伊佐セメント工場	原田 晋作	宇部サンド工業(株)
藤田 仁文	NGK エレクトロデバイス(株)	佐藤 裕志	重安石灰(株)
月原 孝	太平洋セメント(株)重安鉱業所	濱本 優一	薬仙石灰(株)
田口 義郎	宇部マテリアルズ(株)美祢工場		

3. 環境保全協定

美祢市はこれまで、美祢市環境保全条例第9条に基づき、「公害防止に関する協定」を市内27の事業所と締結し、市民の良好な生活環境の保全に取り組んできた。

しかしながら、公害防止のみならず、多様化する環境問題に対応するため、平成31年2月18日に開催した環境審議会での審議を経て、地球温暖化や緑化対策、また、廃棄物の排出抑制等を含めた「環境保全協定」を締結することにより、更なる市民の健康で快適な生活環境の確保を目指すこととした。

本市の方針に対し、これまでの27社を大きく上回る、42の事業所が賛同し、令和元年7月27日に環境保全協定を締結した。現在は44の事業所と環境保全協定を締結している。

また、このうち、9社と大気汚染防止や騒音防止対策などについて、国が定める環境基準よりも、さらに厳しい基準を設定した細目協定を締結した。

表2-2 環境保全協定締結企業

(令和5年1月末現在)

＜美祢エリア＞

No.	締結年月日	企 業 名	細目協定
1	R1. 7. 26	石田採石株式会社	
2	"	宇部サンド工業株式会社	◎
3	"	宇部マテリアルズ株式会社 美祢工場	◎
4	"	NGKエレクトロデバイス株式会社	◎
5	"	大峰工業株式会社	
6	"	株式会社山城精機製作所山口事業所	
7	"	株式会社シグナレックス	
8	"	重安石灰株式会社	◎
9	"	J A S I 株式会社太陽パッキング事業部	
10	"	株式会社T A I Y O	◎
11	"	株式会社筑波化成山口美祢工場	
12	"	西日本エア・ウォーター物流株式会社	
13	"	日本ユピカ株式会社 美祢工場	◎
14	"	有限会社野村商会	
15	"	萩森興産株式会社 宇部生コンクリート美祢工場	
16	"	福岡トランス株式会社	
17	"	有限会社美祢環境クリーン	
18	"	有限会社美祢清掃センター	
19	"	ミネ松浦株式会社	
20	"	株式会社モルテン大津	
21	"	薬仙石灰株式会社	◎
22	"	横浜機工テクノ株式会社	
23	"	株式会社吉田S K T山口事業所	
24	"	龍陽興産株式会社	◎
25	R3. 12. 22	山口県森林組合連合会	
26	R4. 4. 1	UBE三菱セメント株式会社伊佐セメント工場	◎
27	R4. 4. 1	UBE(株)	

＜美東エリア＞

No.	締結年月日	企 業 名	細目協定
28	R1. 7. 26	有限会社大熊工業	
29	〃	衣笠木材株式会社	
30	〃	喜楽鋳業株式会社	
31	〃	株式会社シーパーツ	
32	〃	瀬戸内部品株式会社	
33	〃	巴興業株式会社	
34	〃	豊田化学工業株式会社	
35	〃	フジミツ株式会社	
36	〃	株式会社美東電子	
37	〃	山口ダイハツ販売株式会社	
38	〃	利高工業株式会社	
39	R4. 4. 14	株式会社ビクシガル	

＜秋芳エリア＞

No.	締結年月日	企 業 名	細目協定
40	R1. 7. 26	秋芳鋳業株式会社	
41	〃	株式会社秋芳ヘルス工業	
42	〃	タカヤ化成株式会社	
43	〃	株式会社東洋シート秋芳工場	
44	R4. 4. 28	アールライフ有限会社	

第3章 大気汚染

1. 概況

本市には、山口県が設置したテレメーターシステムによる大気観測局が市役所、美祢青嶺高校の2箇所あり、市役所設置の大気観測局では二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダント、PM2.5（微小粒子状物質）、風向・風速、温度・湿度・日射量について常時監視を行っているが、令和4年1月に市役所設置の大気観測局を廃止し、新たに美祢さくら公園設置の大気観測局での常時監視を開始した。また、美祢青嶺高校設置の大気観測局では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、風向・風速について常時監視を行っている。

二酸化硫黄は人体に影響を及ぼし、特に呼吸器官等の粘膜に強い刺激を与えるとされているが、その環境基準達成状況は表3-3のとおり2局とも長期的評価による環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいい、工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、風による土壌のまき上げや黄砂など自然発生源によるものがある。また、発生源から直接粒子として大気中に排出される一次粒子と、ガス状物質として排出されたものが大気中で光化学反応などにより粒子に変化した二次粒子に分類される。浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は表3-6のとおり長期的評価による環境基準に適合している。

窒素酸化物は、一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）を主体とし、物の燃焼に伴って必然的に発生する。排出源は主に工場及び自動車であるが、家庭等から排出されるものも無視できないとされる。二酸化窒素濃度の環境基準達成状況は表3-9のとおり環境基準に適合している。

光化学オキシダントは、窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生する二次汚染物質である。その光化学オキシダントの環境基準適合状況は表3-12のとおり年間のうち環境基準を超過した時間数が20.0%あり、また表3-14のとおり春から初夏にかけて環境基準を超過した日数が多い。

PM2.5（微小粒子状物質）は、物の燃焼等によって直接排出されるものと、硫黄酸化物（ SO_x ）、窒素酸化物（ NO_x ）、揮発性有機化合物（ VOC ）等のガス状大気汚染物質が、主として大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為的発生源によるものや、土壌、海洋、火山等の自然発生源によるものがある。環境基準適合状況は表3-15のとおり長期的評価による環境基準を達成している。

また、本市では市内23箇所でデポジットゲージ法による降下ばいじんの測定を実施している。

令和3年度の降下ばいじんについての測定結果は表3-18のとおりであり、全測定点において目標値内の数値であった。

2. 環境基準

環境基本法第16条では、環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるとされている。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄等6項目について設定されている。

表3-1 大気汚染に係る環境基準（山口県環境白書）

汚染物質	環境上の条件		
	環境基準	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する（例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値）。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。		
微粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	1年平均値及び1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。	測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

備考

いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域（都市計画法による）
- (イ) 臨港地区（港湾法による）
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

表3-2 有害大気汚染物質による大気汚染に係る環境基準（環境省）

有害大気汚染物質	環境上の条件
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. 県設置大気汚染観測局の測定結果

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

表3-3 令和3年度二酸化硫黄の環境基準達成状況

観測局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値 (環境基準：0.1ppm以下)			日平均値 (環境基準：0.04ppm以下)				長期的評価 による環境 基準への 適合
				最高値	環境基準を超えた 時間数と割合		最高値	2% 除外値	環境基準を超えた 日数と割合		
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	ppm	ppm	日	%	○：適
市役所・ 美祢さくら公園	361	8,603	0.000	0.011	0	0	0.003	0.001	0	0	○
美祢青嶺高校	363	8,632	0.001	0.010	0	0	0.003	0.002	0	0	○

表3-4 令和3年度二酸化硫黄濃度

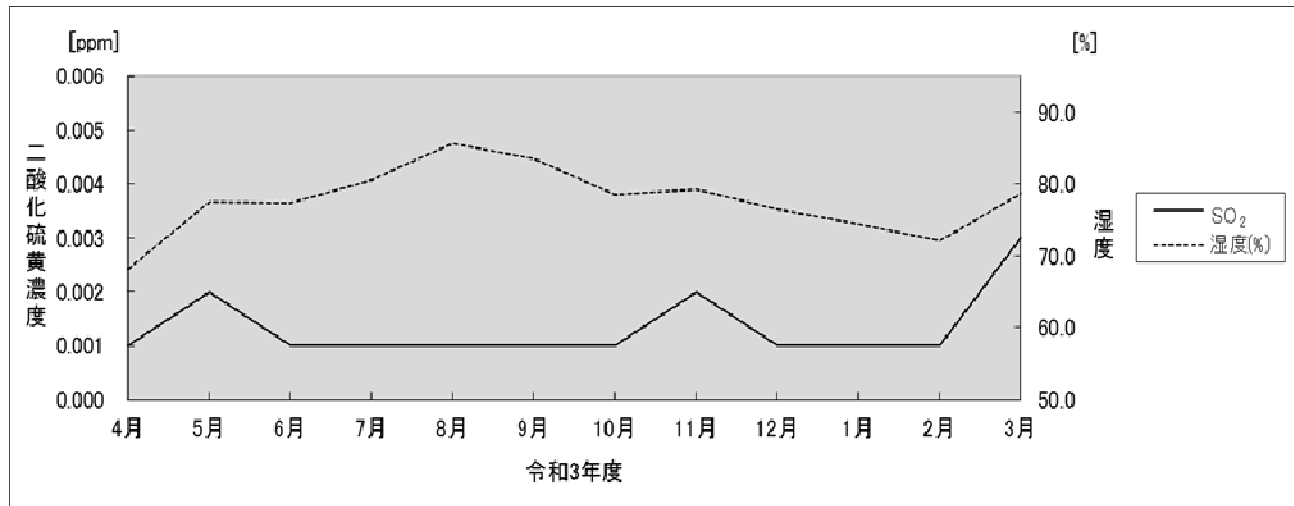
(ppm)

測定局		月												年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市役所 美祢さくら公園	平均値	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000
	最高値	1時間値	0.003	0.011	0.003	0.003	0.003	0.003	0.007	0.009	0.002	0.003	0.011	0.011
		日平均値	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003
美祢青嶺高校	平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	最高値	1時間値	0.005	0.010	0.004	0.002	0.002	0.003	0.007	0.010	0.003	0.003	0.005	0.010
		日平均値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.003

表3-5 令和3年度二酸化硫黄濃度の環境基準適合状況

環境基準	測定局		月												計
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1時間値の1日の 平均値が0.04ppm 以下の日数と その割合	市役所 美祢さくら公園	測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	26	31	361
		非超過日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	26	31	361
		割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	美祢青嶺高校	測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
		非超過日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
		割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1時間値が 0.1ppm以下 の時間数と その割合	市役所 美祢さくら公園	測定時間数	713	735	713	734	736	706	737	712	735	704	641	737	8,603
		非超過時間数	713	735	713	734	736	706	737	712	735	704	641	737	8,603
		割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	美祢青嶺高校	測定時間数	711	734	713	737	735	709	733	711	737	735	665	712	8,632
		非超過時間数	711	734	713	737	735	709	733	711	737	735	665	712	8,632
		割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

図 3 - 1 二酸化硫黄濃度の季節的変動（市役所）



(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

表 3 - 6 令和3年度浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

観測局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値 (環境基準:0.2 mg/m ³ 以下)			日平均値 (環境基準:0.1 mg/m ³ 以下)				長期的評価による環境基準への適合
				最高値	環境基準を超えた時間数と割合		最高値	2%除外値	環境基準を超えた日数と割合		
				mg/m ³	時間	%	mg/m ³	mg/m ³	日	%	
市役所・美祢さくら公園	359	8,644	0.013	0.103	0	0	0.034	0.028	0	0	○
美祢青嶺高校	365	8,727	0.013	0.276	1	0.01	0.034	0.028	0	0	○

表 3 - 7 令和3年度浮遊粒子状物質濃度

(mg/m³)

測定局		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
市役所 美祢さくら公園	平均値		0.014	0.014	0.015	0.013	0.012	0.012	0.011	0.014	0.011	0.012	0.013	0.016	0.013
	最高値	1時間値	0.048	0.064	0.035	0.052	0.052	0.049	0.041	0.049	0.035	0.044	0.052	0.103	0.103
		日平均値	0.024	0.031	0.023	0.022	0.026	0.023	0.020	0.025	0.022	0.028	0.034	0.032	0.034
美祢青嶺 高 校	平均値		0.015	0.015	0.017	0.013	0.013	0.012	0.012	0.013	0.011	0.011	0.012	0.016	0.013
	最高値	1時間値	0.050	0.120	0.063	0.101	0.048	0.157	0.276	0.044	0.056	0.045	0.062	0.060	0.276
		日平均値	0.030	0.033	0.025	0.021	0.025	0.024	0.030	0.023	0.024	0.027	0.034	0.030	0.034

表 3－8 令和3年度浮遊粒子状物質濃度の環境基準適合状況

環 境 基 準	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	測定局														
1 時 間 値 の 1 日 の 平 均 値 が 0.10 mg / m ³ 以 下 の 日 数 と そ の 割 合	市 役 所 美祢さくら公園	測 定 日 数	30	29	30	31	31	30	30	29	29	31	28	31	359
		非 超 過 日 数	30	29	30	31	31	30	30	29	29	31	28	31	359
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	美祢青嶺高校	測 定 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		非 超 過 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1 時 間 値 が 0.20 mg / m ³ 以 下 の 時 間 数 と の そ の 割 合	市 役 所 美祢さくら公園	測 定 時 間 数	717	726	718	742	742	714	722	701	741	712	668	741	8,644
		非 超 過 時 間 数	717	726	718	742	742	714	722	701	741	712	668	741	8,644
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	美祢青嶺高校	測 定 時 間 数	717	742	718	741	742	718	739	718	742	742	670	738	8,727
		非 超 過 時 間 数	717	742	718	741	742	718	739	718	742	742	670	738	8,727
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

図 3－2 浮遊粒子状物質濃度の季節的変動

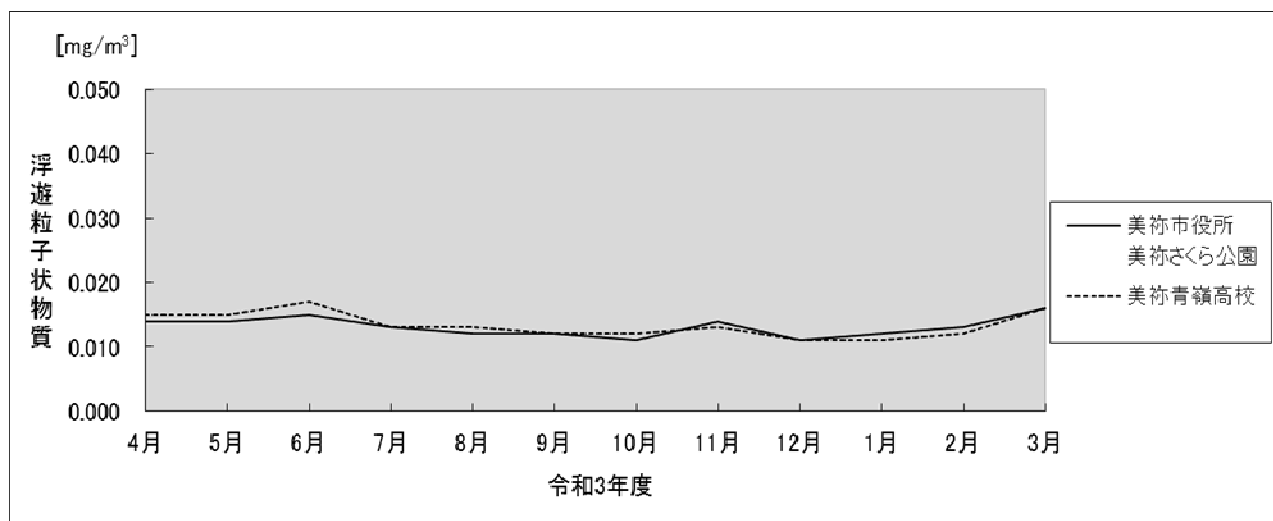
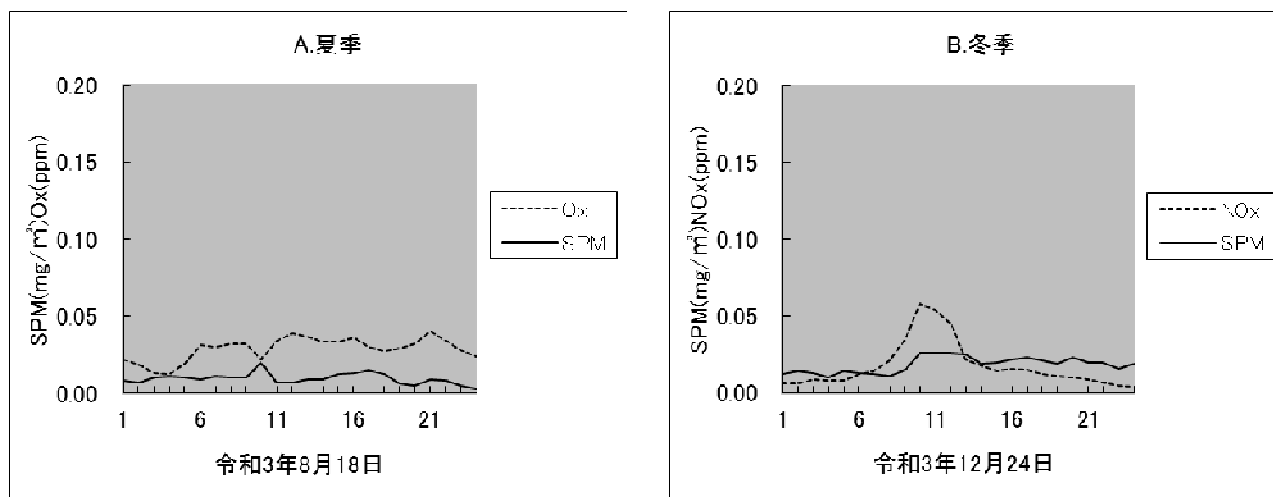


図 3－3 浮遊粒子状物質濃度の日変化



(3) 窒素酸化物 (NO_x)

表3-9 令和3年度窒素酸化物の環境基準達成状況

観測局	測定日数	測定時間	NO			NO ₂				NO _x		
			年平均値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	年平均値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準への適合	年平均値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値
	日	時間	ppm	ppm	Ppm	ppm	ppm	ppm	○:適	ppm	ppm	Ppm
市役所・美祢さくら公園	363	8,149	0.002	0.010	0.007	0.005	0.018	0.012	○	0.007	0.021	0.018
美祢青嶺高校	363	8,651	0.002	0.010	0.006	0.005	0.015	0.011	○	0.007	0.022	0.016

表3-10 令和3年度窒素酸化物濃度

NO_x

(ppm)

測定局 \ 月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
市役所・ 美祢さくら公園	平均値		0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.009	0.010	0.009	0.006	0.008	0.007
	最高値	1時間値	0.092	0.056	0.080	0.034	0.061	0.039	0.057	0.116	0.074	0.087	0.083	0.077	0.116
		日平均値	0.015	0.014	0.013	0.008	0.011	0.013	0.011	0.017	0.021	0.017	0.018	0.020	0.021
美祢青嶺高校	平均値		0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.007	0.009	0.007	0.007	0.008	0.007
	最高値	1時間値	0.052	0.112	0.061	0.074	0.032	0.050	0.052	0.082	0.077	0.088	0.146	0.065	0.146
		日平均値	0.016	0.017	0.015	0.012	0.014	0.014	0.011	0.014	0.018	0.016	0.022	0.017	0.022

NO

(ppm)

月 測定局		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
市役所・ 美祢さくら公園	平均値		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.004	0.002	0.001	0.002	0.002
	最高値	1時間値	0.041	0.025	0.036	0.018	0.042	0.020	0.033	0.073	0.054	0.057	0.050	0.073
		日平均値	0.004	0.003	0.004	0.003	0.006	0.003	0.004	0.007	0.009	0.008	0.005	0.010
美祢青嶺高校	平均値		0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
	最高値	1時間値	0.024	0.063	0.033	0.053	0.022	0.027	0.031	0.049	0.057	0.060	0.106	0.106
		日平均値	0.003	0.007	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.007	0.008	0.006	0.010	0.010

NO₂

(ppm)

月 測定局		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
市役所・ 美祢さくら公園	平均値		0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005
	最高値	1時間値	0.051	0.030	0.045	0.020	0.021	0.024	0.029	0.043	0.030	0.031	0.033	0.051
		日平均値	0.011	0.012	0.010	0.006	0.007	0.011	0.007	0.011	0.014	0.011	0.013	0.018
美祢青嶺高校	平均値		0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
	最高値	1時間値	0.034	0.051	0.033	0.029	0.021	0.028	0.024	0.033	0.027	0.028	0.040	0.051
		日平均値	0.014	0.010	0.013	0.009	0.011	0.011	0.009	0.008	0.011	0.011	0.012	0.015

表 3－1 1 令和 3 年度二酸化窒素濃度の環境基準適合状況

環 境 基 準	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	測定局														
1 時 間 値 の 1 日 の 平 均 値 が 0.04 から 0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下 の日数とその割合	市 役 所 美祢さくら公園	測 定 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363
		非 超 過 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	美祢青嶺高校	測 定 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
		非 超 過 日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
		割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

図 3－4 窒素酸化物濃度の季節的変動(市役所)

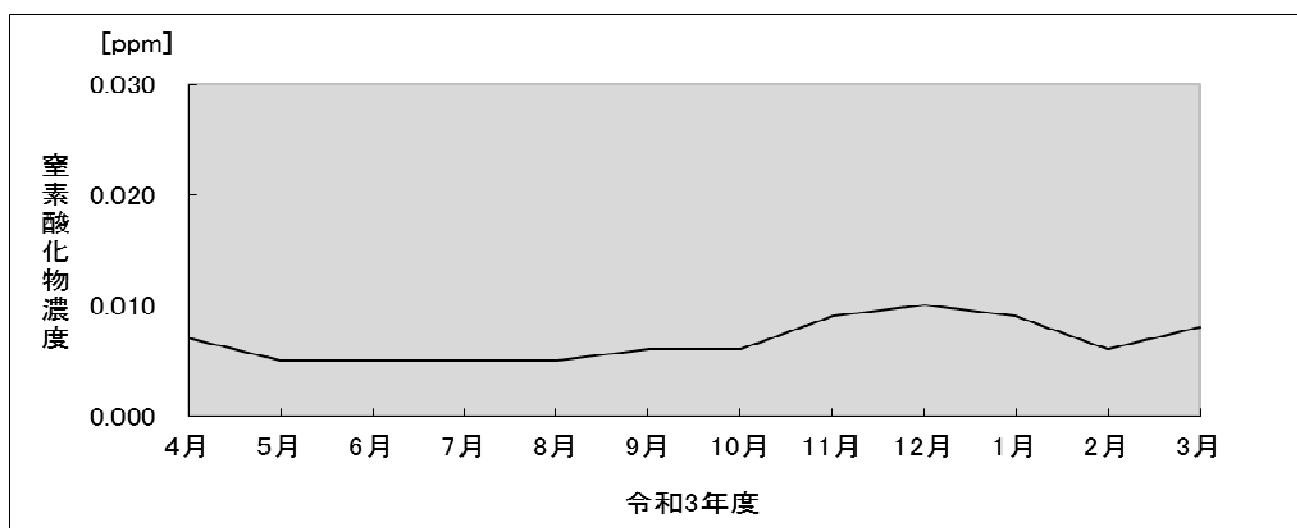
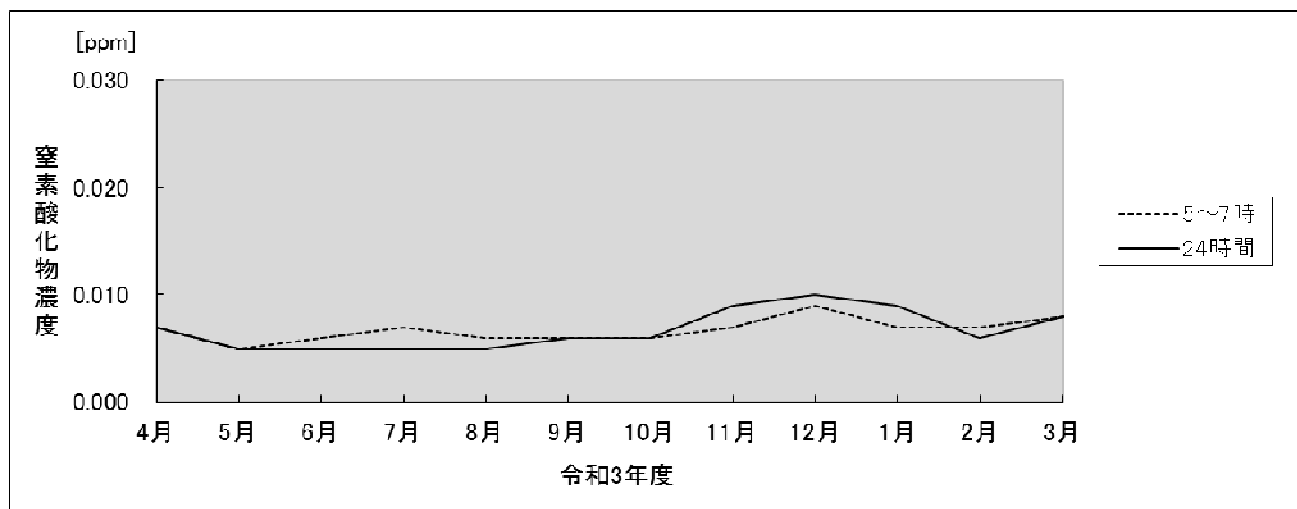


図 3－5 窒素酸化物濃度の季節的変動（24 時間平均値と朝（5 時～7 時）の平均値との比較）



(4) 光化学オキシダント

表 3-12 令和3年度光化学オキシダントの環境基準達成状況

観測局	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 (環境基準：0.06ppm以下)						
				最高値	環境基準を超えた時間数と割合		再掲(Ⅰ) 0.081~0.120ppm		再掲(Ⅱ) 0.121ppm以上	
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	日	%
市役所・美祢さくら公園	365	8,610	0.033	0.091	73	20.0	20	5.5	0	0.0

- 注 1. 環境基準の評価は6時から20時までについて行われる。
 2. オキシダント情報発令基準(1時間値 0.10ppm以上 0.12ppm未満)
 3. オキシダント注意報発令基準(1時間値 0.12ppm以上 0.40ppm未満)
 4. オキシダント警報発令基準(1時間値 0.40ppm以上)

表 3-13 令和3年度光化学オキシダント濃度

(ppm)

月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
測定局															
市役所・美祢さくら公園	平均値	昼夜間	0.041	0.042	0.038	0.019	0.021	0.027	0.025	0.022	0.021	0.023	0.029	0.033	0.028
		昼間	0.047	0.047	0.044	0.024	0.025	0.032	0.031	0.028	0.024	0.027	0.034	0.038	0.033
	1時間値の最高値	昼夜間	0.085	0.091	0.084	0.071	0.079	0.075	0.080	0.064	0.060	0.053	0.071	0.075	0.091
		昼間	0.085	0.091	0.084	0.071	0.079	0.075	0.080	0.064	0.060	0.053	0.071	0.075	0.091

注. 昼夜間：24時間測定値についての統計。昼間：6～20時の15時間測定値についての統計

表 3-14 令和3年度オキシダント濃度の環境基準適合状況

環境基準	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
	測定局														
1時間値が0.06ppm以下の日数及び時間数その割合	市役所・美祢さくら公園	測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		非超過日数	15	15	16	27	30	28	26	26	31	31	25	22	292
		割合(%)	50	48	53	87	97	93	84	87	100	100	89	71	80
		測定時間数	714	736	709	739	737	711	737	687	737	706	660	737	8,610
		非超過時間数	635	626	632	731	730	696	718	679	737	706	650	692	8,232
		割合(%)	89	85	89	99	99	98	97	99	100	100	98	94	96

注. 昼間(6～20時)についての統計

図 3-6 光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた日数

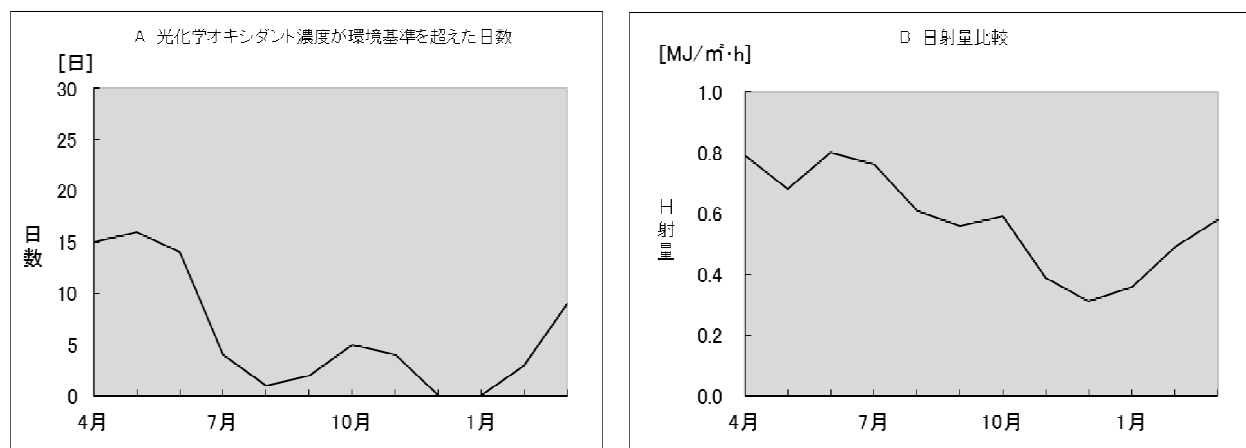
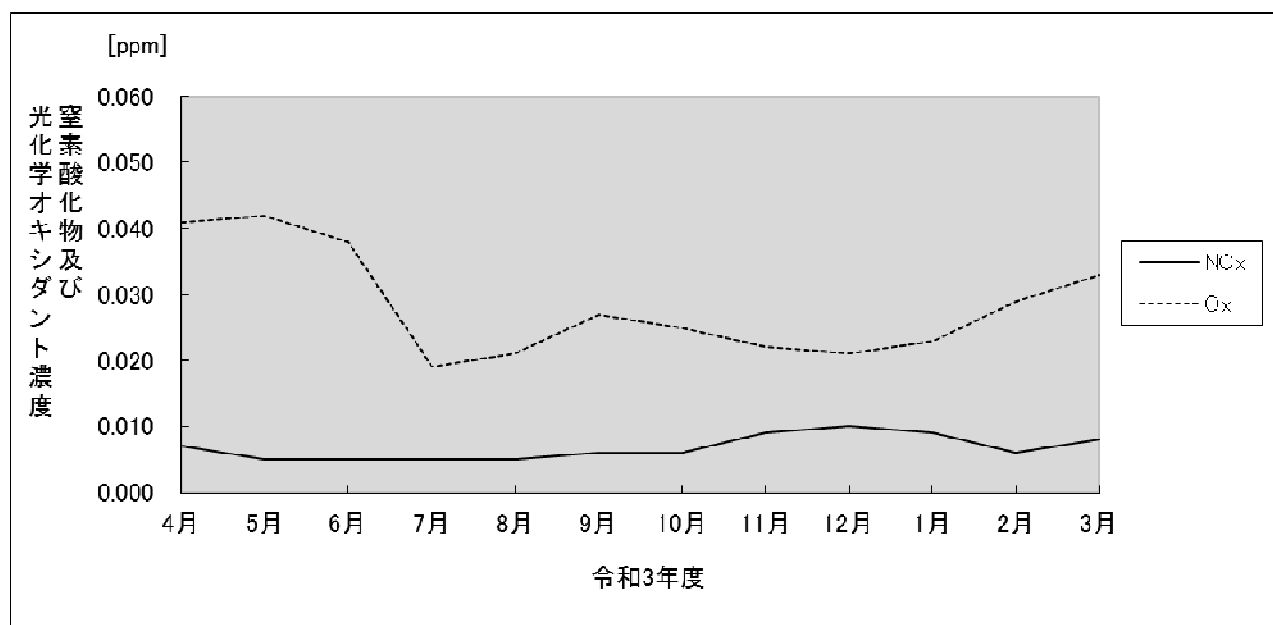


図 3-7 窒素酸化物及び光化学オキシダント濃度の季節的変動



(5) PM2.5 (微小粒子状物質)

表 3-15 令和3年度 PM2.5 の環境基準達成状況

観測局	測定 日数	年平均値 (環境基準:15 μg/m³ 以下)	日平均値(環境基準: 35 μg/m³ 以下)				長期的評価による 環境基準への適合
			最高値	98%値	環境基準を超えた日数と割合		
	日	μg/m³	μg/m³	μg/m³	日	%	○:適
美祢さくら公園 ・市役所	363	8	26	35	0	0	○

図 3-8 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の季節的変動

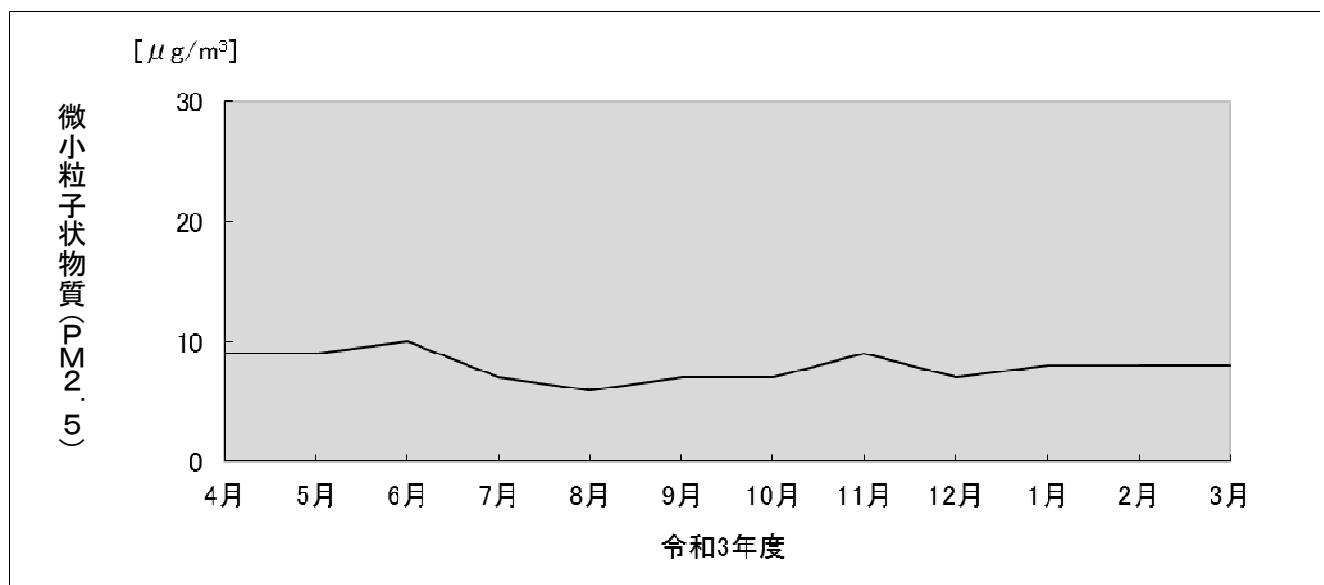


表 3-16 令和3年度微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の環境基準適合状況

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
測定局	平均値	9	9	10	7	6	7	7	9	7	8	8	8	8
	最高値	36	45	27	28	25	37	35	37	26	35	42	39	45
	1時間値	17	20	15	11	13	16	14	17	15	21	26	16	26

表 3-17 令和3年度微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の環境基準適合状況

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
環境基準	測定局	測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	363
	市役所・ 美祢さくら公園	非超過日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	363
	下の日数とその割合	割合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

光化学スモッグ事件と対策

光化学オキシダントなど光化学反応による大気汚染（光化学スモッグ）による人体影響が、我が国で初めて報告されたのは、昭和 45 年 7 月 18 日の出来事である。この日、東京の高校生が屋外で運動中に、目の刺激、呼吸困難、手足のしびれを訴え 43 名が緊急入院した。

このため山口県は、「光化学スモッグ（オキシダント）による緊急時の措置要綱」を作成し、昭和 51 年 4 月から施行した。しかし、その後、光化学オキシダント濃度は増加しているにも関わらず、近年では、光化学オキシダントによる健康被害がみられないことから、平成 12 年に「山口県大気汚染緊急時措置要綱」と改名し、同年 4 月 1 日より施行した。

光化学スモッグが発生した場合は、屋内に入る、強い運動はしないなどして、オキシダントの吸気量を減らす必要がある。また、光化学オキシダント濃度が高まるのは、初夏（3～6 月）であることに留意する必要がある。気象的には、朝は風速が少なく、窒素酸化物が高まりやすく、昼は天候が良く日射量の多い日は注意が必要である。

また、光化学オキシダントが発生し、県が特別情報、注意報、警報を発令し、大気汚染の状況を別図 1 に基づき市に連絡がある。本市では別図 2（広域発令時には別図 3 追加）により各関係機関に周知徹底し、被害地域の範囲、被害者数、症状の発生状況等の調査をして、被害発生通報を宇部健康福祉センターに連絡することとなっている。

光化学オキシダントが発生した時の応急措置

1. 運動をやめて屋内に入る。
2. 屋内の窓を閉める。
3. 目がチカチカする場合はきれいな水で目を洗う。
4. のどが痛んだり、せきが出る場合はうがいをする。
5. 校医へ連絡する。
6. 養護施設の受け入れ準備をする。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうちでも特に粒径が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質をいい、燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。（マイクロメートル＝100 万分の 1 メートル）

微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されている。

県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局で大気汚染物質を常時測定し、その結果を県のホームページで公表している。本市においては美祢市さくら公園に PM2.5（微小粒子状物質）の自動測定器を設置し、測定している。

県ではこの測定結果に基づき注意喚起等を行っており、その判断は午前 6 時から日没までに濃度が上昇し、同時に 2 測定局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた時点で、注意喚起を行うこととしており、注意喚起方法は光化学オキシダント発生時に準ずるとしている。

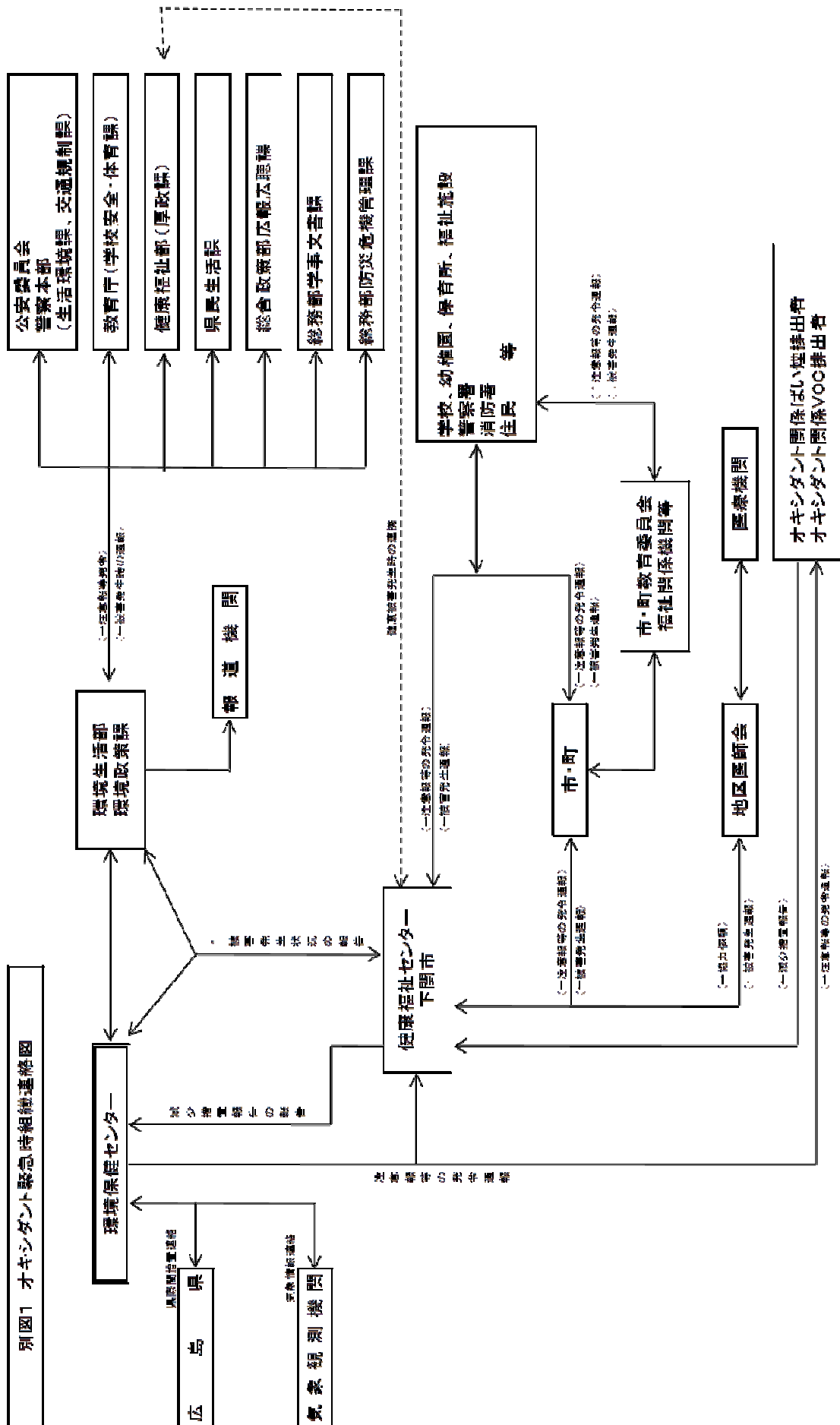
判断基準

レベル	判断基準（マイクログラム/立方メートル）	日平均予測	行動の目安
I	35 以下	70 以下	通常の活動が可能。
II	85 以下～35 超	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等では健康、体調の変化に注意する。
III	85 超	70 超	・ 屋外で長時間の激しい運動を控える ・ 外出をできるだけ減らす ・ 屋内換気や窓の開閉を最小限にする。 ※呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

オキシダントに係る緊急時の措置（山口県大気汚染緊急時措置要綱）

発令の 区 分	発令基準 （1測定点）	解除基準 （全測定点）	オキシダント関係 ばい煙排出者に おける減少措置	オキシダント関係 VOC 排出者に おける減少措置	協力要請、勧告 又は命令等の 区分
情報	1時間値が 0.10ppm 以上 0.12ppm 未満であつて、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が 0.10ppm 未満となり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	20%以上の排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少。		協力依頼
特別情報	1時間値が 0.12ppm 未満であつて、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を 20%以上減少する措置をとる。	VOC 排出量を減少する措置をとる。	協力要請又は 勧告
注意報	1時間値が 0.12ppm 以上 0.40ppm 未満であつて、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が 0.12ppm 未満となり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 20%以上減少する措置をとる。	VOC 排出量を減少する措置をとる。	協力要請
警報	1時間値が 0.40ppm 以上であつて、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が 0.40ppm 未満となり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 40%以上減少する措置をとる。	VOC 排出量を減少する措置をとる。	命令

注．情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警告発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。



(注)この図における「注意報等」は、特別情報、注意報及び警報をいう。

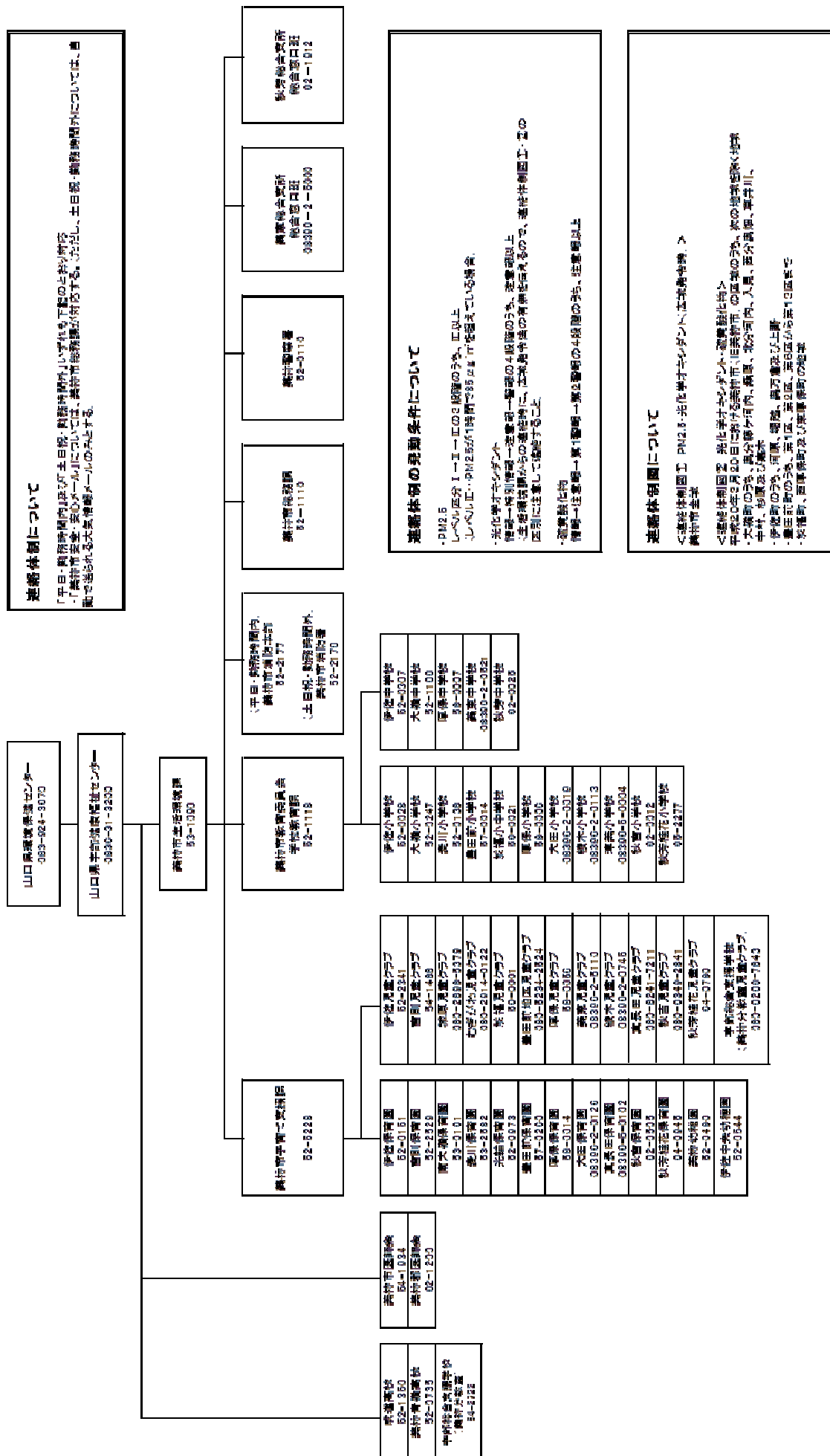
〔今和五年1月末現在〕



※PM2.5・光化学オキシダント（広域発令時）

美祿市内全域

世所共知



4. デポジットゲージ法による降下ばいじん量

表 3-18 デポジットゲージ法による降下ばいじん量測定結果（令和3年度）

(t/km²/月)

地域		月 測定点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
伊佐・吉則地区	商工業	下田町	6.48	5.91	3.95	3.74	4.26	6.28	2.50	6.11	4.11	4.12	2.39	3.48	4.44
		恵比須町	4.09	5.41	2.96	2.61	3.65	3.84	1.41	5.31	3.03	4.15	3.48	3.62	3.63
		北川	3.66	4.79	3.18	3.25	2.84	3.53	1.31	4.82	3.59	4.19	3.29	3.54	3.50
		平 均	4.74	5.37	3.36	3.20	3.58	4.55	1.74	5.41	3.58	4.15	3.05	3.55	3.86
	商業・住宅	国行	2.65	3.40	2.01	2.52	3.65	3.31	1.52	3.74	2.52	2.94	1.87	2.37	2.71
		市役所	2.75	3.08	2.05	1.88	2.09	2.59	0.90	3.93	2.42	3.19	1.84	1.95	2.39
		稲荷町	4.62	4.47	2.87	3.20	2.09	3.18	2.05	6.03	3.07	3.94	3.40	3.22	3.51
		伊佐公民館	3.05	3.58	1.34	1.88	2.09	2.01	0.94	4.09	2.49	3.29	2.38	2.93	2.51
		丸山	3.79	3.45	2.23	3.99	2.16	2.36	0.86	4.98	2.70	3.54	2.87	3.16	3.01
		伊佐中学校	4.01	3.38	1.86	2.49	2.43	2.54	1.03	3.98	2.18	3.32	1.98	2.39	2.63
		桜ヶ丘	5.47	4.00	2.10	2.45	3.51	5.08	2.76	4.66	3.11	2.27	0.64	0.97	3.09
		大嶺中学校	1.34	1.79	1.12	1.44	1.35	1.25	0.69	2.52	1.22	1.98	0.93	1.38	1.42
		成進高校	2.23	3.90	2.37	2.51	2.84	2.98	1.50	4.10	1.93	2.67	1.41	1.83	2.52
		下領住宅	2.76	3.53	2.11	1.76	3.31	1.52	0.98	3.61	2.00	2.79	1.42	1.94	2.31
		長ヶ坪	2.36	3.79	2.22	2.93	3.65	3.07	1.82	4.04	2.74	3.27	1.75	2.52	2.85
		向原	4.07	3.46	1.77	3.24	3.59	2.26	0.87	3.59	1.94	2.32	1.20	1.79	2.51
		曾根	2.43	2.63	1.62	2.08	2.44	1.58	0.77	3.30	1.60	2.10	1.19	1.57	1.94
		野崎	3.33	3.25	1.67	3.12	4.40	2.09	1.46	3.87	2.68	3.02	2.12	2.91	2.83
		丸山東	3.07	2.95	1.84	3.47	2.24	1.83	0.84	3.26	2.58	2.88	2.13	2.57	2.47
		平 均	3.20	3.38	1.95	2.60	2.79	2.51	1.27	3.98	2.35	2.90	1.81	2.23	2.58
		伊佐・吉則地区平均	3.45	3.71	2.18	2.70	2.92	2.85	1.35	4.22	2.55	3.11	2.02	2.45	2.79
重安	工業・住宅	旧農協支所	4.03	4.48	3.61	3.53	2.77	3.23	1.62	3.97	2.58	3.80	2.17	2.81	3.22
		羽永	2.77	3.57	1.50	2.77	2.77	2.11	2.03	3.80	2.21	3.41	1.91	2.66	2.63
		重安小学校	2.50	3.01	1.54	—	1.76	3.85	0.85	2.84	1.57	2.63	1.18	1.59	2.12
		重安地区平均	3.10	3.69	2.22	3.15	2.43	3.06	1.50	3.54	2.12	3.28	1.75	2.35	2.65
麦川	工 住	麦川町上	1.66	2.78	1.27	1.08	3.04	3.17	1.28	2.64	1.59	2.04	1.32	1.52	1.95
		派出所	1.39	2.14	1.77	1.91	2.50	1.20	0.60	3.06	1.82	2.51	1.36	1.96	1.85
		麦川地区平均	1.53	2.46	1.52	1.50	2.77	2.19	0.94	2.85	1.71	2.28	1.34	1.74	1.90
美祢市全地域平均			3.24	3.60	2.13	2.63	2.84	2.82	1.33	4.01	2.42	3.06	1.92	2.38	2.70

-印は、事由（気象条件等）により欠測。

注 1. 環境基準は定められておらず、山口県が示している暫定目標値（昭和53 年大気保全第51 号）は10t/km²/月

5. 燃料消費量並びに生産量

表 3 - 1 9 燃料消費量並びに生産量（令和 3 年度）

伊佐地区				日永地区			
燃料消費量			生産量 トン／年	燃料消費			生産量 トン／年
石炭 トン／年	重油 トン／年	計 トン／年		石炭 トン／年	LPG トン／年	計 トン／年	
317,276	23,685	340,961	3,881,841	0	959	959	216
	kl／年				kl／年		
	26,564				1,720		

重安地区				麦川地区			
燃料消費量			生産量 トン／年	燃料消費量			生産量 トン／年
石炭 トン／年	重油 トン／年	計 トン／年		石炭 トン／年	重油 トン／年	計 トン／年	
	3,213	3,213	31,582	0	166	166	46,306
	kl／年				kl／年		
	3,714				192		

固形燃料(石炭)		液体燃料(重油)	
317,276	トン／年	27,064.0	トン／年
		30,470.0	kl／年

注. 生産量については、下記のとおり

- ・伊佐地区：クリンカー・生石灰・消石灰・タンカル
- ・重安地区：生石灰・消石灰
- ・日永地区：工業用特殊磁器
- ・麦川地区：珪砂・珪石粉

6. 気象

表3-20 令和3年度風向頻度(%) (測定局: 美祢市役所、美祢さくら公園)

風向	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
N	5.3	2.2	5.3	2.7	1.6	4.9	5.2	2.9	2.0	2.8	2.2	4.0	3.4
NNE	9.6	3.4	6.8	4.0	3.5	9.2	9.8	2.1	3.1	3.6	3.0	8.1	5.5
NE	6.8	2.7	7.4	6.7	5.6	8.9	8.1	1.5	2.7	3.2	3.4	8.5	5.5
ENE	6.5	4.3	9.2	9.4	10.3	8.8	5.2	2.6	1.1	1.7	2.7	9.3	5.9
E	8.3	4.2	12.5	6.9	9.4	7.2	5.0	3.2	0.9	0.8	1.9	2.6	5.2
ESE	7.2	5.6	11.4	7.1	9.4	8.1	4.3	1.4	1.3	1.9	0.7	1.7	5.0
SE	2.4	4.4	2.9	3.9	4.6	4.4	3.4	1.7	1.5	0.7	1.6	1.3	2.7
SSE	2.8	3.1	1.7	3.5	6.6	1.7	2.8	1.8	2.2	1.5	1.9	2.0	2.6
S	2.9	6.9	3.8	7.0	8.2	4.0	4.0	2.4	3.9	3.2	3.4	3.9	4.5
SSW	5.1	12.4	11.1	13.9	9.5	7.1	7.1	7.6	9.1	5.6	7.7	9.4	8.8
SW	7.1	13.0	6.9	10.8	7.9	6.3	8.6	7.6	9.9	9.1	17.9	16.4	10.1
WSW	6.7	12.4	2.2	4.9	4.8	3.6	3.9	7.5	6.0	7.8	16.2	11.3	7.3
W	2.5	6.2	2.4	3.4	3.6	1.7	2.0	6.7	9.8	6.5	10.6	4.2	5.0
WNW	2.2	3.1	2.2	2.7	3.2	1.8	2.6	5.3	11.2	9.5	5.5	2.6	4.3
NW	4.3	2.6	3.2	1.9	1.7	2.6	3.0	3.1	5.9	3.9	3.0	1.2	3.0
NNW	5.1	2.7	4.3	2.2	2.3	4.6	5.8	2.4	3.8	2.4	2.7	1.6	3.3
Calm	15.2	11.0	6.8	9.3	7.5	15.3	19.2	40.3	25.5	31.3	15.5	12.0	17.4

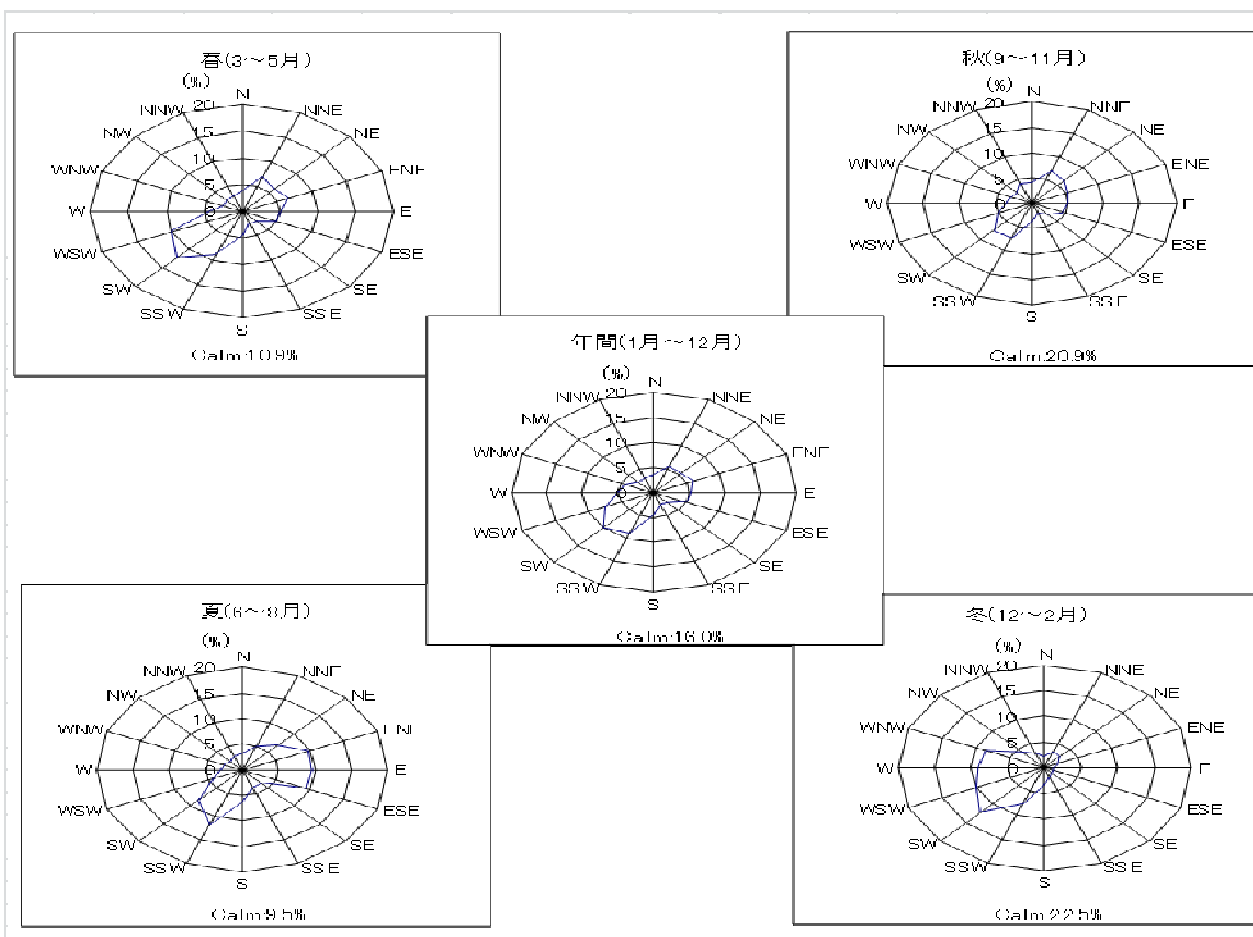


表 3-21 令和3年度風向頻度 (%) (測定局：美祢青嶺高校)

風向	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
N	9.9	8.5	14.2	10.8	8.5	16.1	14.0	6.9	7.8	8.1	4.3	9.3	9.9
NNE	12.2	8.1	10.1	9.7	9.9	10.3	11.3	3.5	5.5	5.5	4.8	9.2	8.3
NE	9.9	6.0	12.1	7.7	10.8	10.3	7.3	4.7	3.8	6.7	5.8	8.2	7.8
ENE	5.6	3.9	6.3	7.8	5.5	6.3	4.6	3.8	3.0	2.8	2.2	3.0	4.6
E	6.7	6.9	9.6	8.3	12.6	9.9	8.1	4.3	2.6	3.9	4.3	6.2	7.0
ESE	6.5	5.1	8.8	6.0	6.2	7.2	6.0	5.3	2.7	2.4	2.4	4.0	5.2
SE	6.8	3.0	4.2	5.6	5.9	4.6	5.5	6.1	3.2	4.8	3.4	4.2	4.8
SSE	3.3	3.5	2.1	3.8	5.4	2.2	2.7	3.5	3.5	3.2	1.8	3.4	3.2
S	1.7	2.3	1.4	1.6	4.6	1.3	1.9	1.9	2.6	2.6	1.9	1.5	2.1
SSW	2.8	6.2	4.3	7.0	4.3	2.5	2.2	5.0	4.7	3.8	2.4	4.8	4.2
SW	3.3	10.5	2.9	7.1	3.9	3.2	2.6	4.6	3.4	3.8	4.6	4.6	4.5
WSW	4.3	11.2	3.2	4.4	4.2	2.5	1.6	4.3	5.5	2.8	6.4	6.3	4.7
W	3.1	5.4	1.8	3.0	3.4	2.9	1.7	7.1	7.1	5.4	11.9	5.2	4.8
WNW	1.5	3.5	1.9	1.6	2.3	2.4	1.1	5.7	14.5	9.9	13.5	3.5	5.1
NW	2.5	2.7	1.7	1.7	2.2	2.2	1.7	2.9	4.7	5.0	4.6	3.0	2.9
NNW	7.5	4.7	9.4	7.1	6.2	8.8	9.4	4.9	4.6	5.8	6.0	6.5	6.7
Calm	12.5	8.7	6.1	6.6	4.3	7.5	18.4	25.6	21.0	23.4	19.6	17.2	14.2

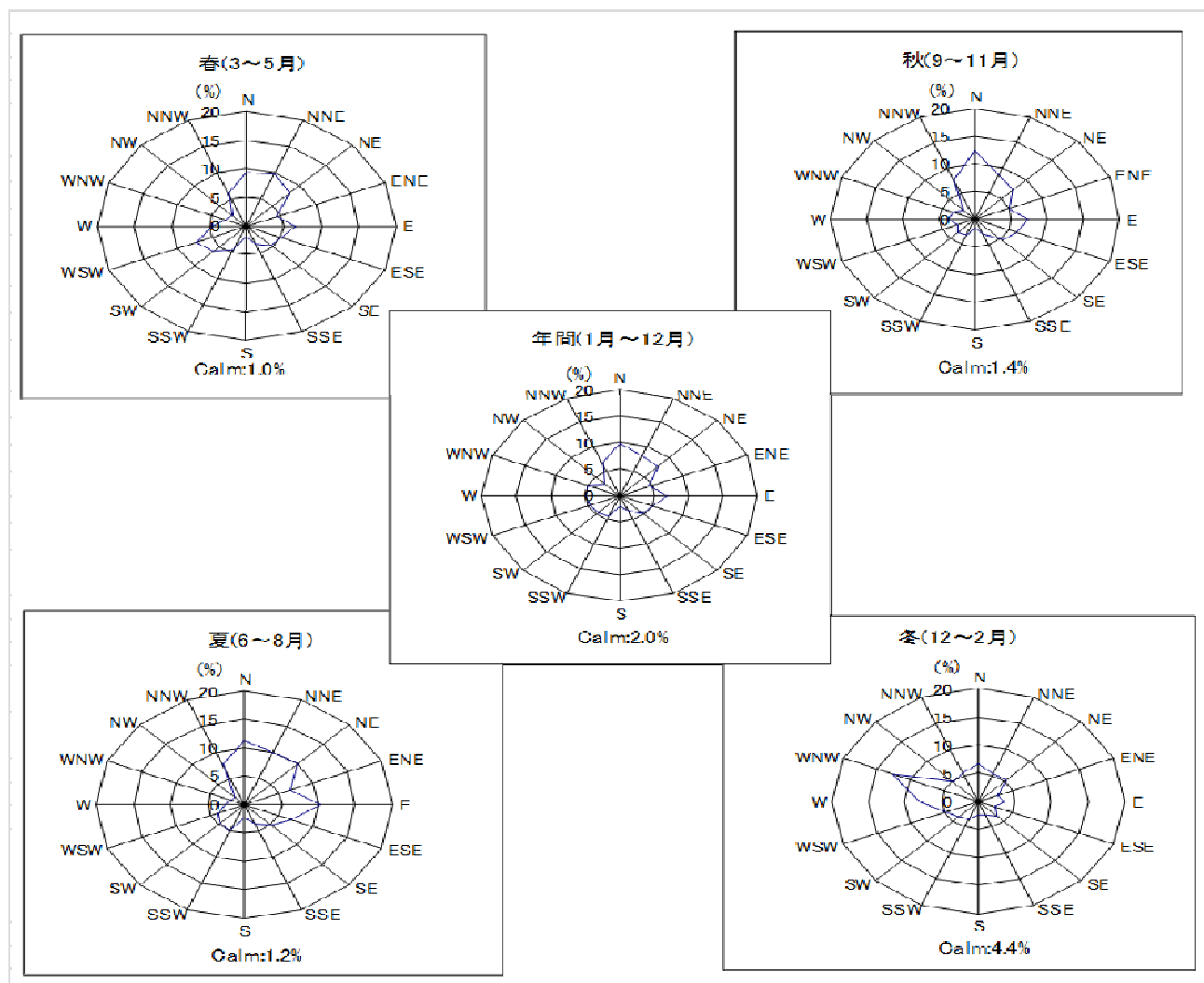


表 3-22 令和3年度風速 (m/s)

測定局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
美祢市役所 美祢さくら公園	2.1	2.0	1.9	1.7	1.8	1.6	1.2	1.1	1.4	1.1	1.7	1.6	1.6
美祢青嶺高校	1.5	1.6	1.3	1.2	1.2	1.2	1.0	0.9	1.0	0.9	1.3	1.3	1.2

表 3-23 令和3年度気温、日照、湿度 (測定局：美祢市役所、美祢さくら公園)

測定局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気温 (°C)	15.1	19.2	23.8	27.6	27.1	24.8	19.3	11.8	7.1	4.3	3.4	10.1	16.1
日射量 (MJ/m ² ・h)	0.790	0.680	0.800	0.760	0.610	0.560	0.590	0.390	0.310	0.360	0.490	0.580	0.577
湿度 (%)	68.2	77.5	77.4	80.5	85.7	83.5	78.6	79.3	76.5	74.5	72.1	78.7	77.7

表 3-24 令和3年度気温、日照、湿度 (測定局：美祢青嶺高校)

測定局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気温 (°C)	13.4	18.0	22.3	26.2	25.8	23.3	17.5	10.3	5.8	3.1	3.0	9.5	14.9
日射量 (MJ/m ² ・h)	0.770	0.650	0.750	0.740	0.580	0.560	0.580	0.390	0.290	0.350	0.480	0.560	0.558
湿度 (%)	77.3	85.0	85.6	88.2	92.1	91.6	87.6	88.0	85.7	82.7	77.4	83.6	85.4

表 3-25 令和3年度風向き

測定局	風向	春 (3~5月)	夏 (6~8月)	秋 (9~11月)	冬 (12~2月)
美祢市役所・美祢さくら公園	N	3.8	3.2	4.3	2.4
	NNE	7.0	4.8	7.0	3.2
	NE	6.0	6.6	6.2	3.1
	ENE	6.7	9.7	5.5	1.8
	E	5.0	9.6	5.1	1.2
	ESE	4.9	9.3	4.6	1.3
	SE	2.7	3.8	3.2	1.3
	SSE	2.6	3.9	2.1	1.9
	S	4.6	6.3	3.5	3.5
	SSW	9.0	11.5	7.3	7.5
	SW	12.2	8.6	7.5	12.3
	WSW	10.1	4.0	5.0	10.0
	W	4.3	3.1	3.4	8.9
	WNW	2.6	2.7	3.2	8.7
美祢青嶺高校	NW	2.7	2.3	2.9	4.3
	NNW	3.1	2.9	4.3	3.0
	Calm	12.7	7.9	24.9	24.1
	N	9.2	11.2	12.3	6.7
	NNE	9.8	9.9	8.4	5.3
	NE	8.0	10.2	7.4	5.4
	ENE	4.2	6.5	4.9	2.7
	E	6.6	10.2	7.4	3.6
	ESE	5.2	7.0	6.2	2.5
	SE	4.7	5.2	5.4	3.8
	SSE	3.4	3.8	2.8	2.8
	S	1.8	2.6	1.7	2.4
	SSW	4.6	5.2	3.2	3.6
	SW	6.1	4.6	3.5	3.9
	WSW	7.3	3.9	2.8	4.9
	W	4.6	2.7	3.9	8.1
	WNW	2.8	1.9	3.1	12.6
	NW	2.7	1.9	2.3	4.8
	NNW	6.2	7.6	7.7	5.5
	Calm	12.8	5.7	17.2	21.3

第4章 水質汚濁

1. 概況

本市は周りを山に囲まれ、また厚狭川、木屋川、厚東川、有帆川の上流に位置しており、水質汚濁防止は本市の重要な課題である。

そのため、市では合併処理浄化槽設置の推進や、公共下水道事業、農業集落排水事業の開始等により水質浄化に努めている。

水質について、環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）が表4-1及び表4-2のとおり定められており、市では厚狭川の水質検査を実施し、その測定結果は表4-5のとおりである。

2. 環境基準

表4-1 人の健康の保護に関する環境基準（環境省「水質汚濁に係る環境基準」別表1より）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオペンカルブ	0.02mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境省が定める方法による定量限界を下回することをいう。

表 4-2 生活環境の保全に関する環境基準（環境省「水質汚濁に係る環境基準」別表 2 より）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級・農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/l 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。						

- 注 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3. 水質汚濁の状況

表 4-3 美祢市内の指定公共用水域及び類型

指定水域	類型	市内の流域河川
厚狭川水系	A	厚狭川本流、随光川、原川、平原川、麦川、伊佐川、曾根川、筒井川、河内川、砂地川
木屋川水系	A	日野川
厚東川水系	A	厚東川本流、青景川、河原上川、白水川、稲川、本郷川、黒川、大田川、山露川、八重川、今山川
有帆川水系	A	有帆川本流

表 4-4 美祢市内の指定公共用水域水質測定結果（令和 3 年度）

水系	測定点	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) mg/l	生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
厚狭川	祖父瀬橋	8.1	11	0.5	2	1.2E+04
木屋川	鳴瀬橋	7.8	10	0.7	1	8.8E+03
厚東川	宇内橋	8.1	12	0.5	2	1.8E+04
有帆川	下田橋	7.8	11	1.0	2	1.5E+04
環境基準		6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/l 以上	2mg/l 以下	25mg/l 以下	1,000MPN/ 100ml 以下

※山口県が作成している「令和 4 年版山口県環境白書参考資料集」の「公共用水域水質測定結果」より抜粋

※大腸菌群数の E+04 は、10 の 4 乗を意味するため、1.2E+04 は 12,000 となる。

表 4-5 厚狭川水質検査健康項目測定値（令和3年度）

検査日	検査項目 採水地点	鉛 Pb	カドミウム Cd	砒素 As	総水銀 T-Hg	セレン Se	シアン CN	六価クロム Cr ⁶⁺	有機水銀 R-Hg	P C B
10 月 14 日	長ヶ坪井堰	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	坪見橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	祖父ヶ瀬橋	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	相行橋	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	原川合流点	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
環境基準		0.01 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	検出されな いこと	0.02 mg/l 以下	検出されな いこと	検出されな いこと

※NDとは、「検出されない」の意味であって、各項目の検出の限界値は次のとおりである。

鉛	0.005 mg/l	セレン	0.002 mg/l
カドミウム	0.0003 mg/l	シアン	0.1 mg/l
砒素	0.001 mg/l	クロム（六価）	0.005 mg/l
総水銀	0.0005 mg/l	アルキル水銀	0.0005 mg/l
P C B	0.0005 mg/l		

表 4-6 山口県公害防止条例で定める汚水等に係る特定施設

区分	種類	規模又は能力
1	水産食料品製造業の用に供する水産動物解体用施設	1日当たりの平均的な排水の量が10m ³ 以上である工場又は事業場に係るものであること。
2	船舶の製造又は修繕の事業の用に供するドック	総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の船舶の製造又は修繕をすることができるものであること。
3	自動車整備業の用に供する蒸気洗浄施設	1日当たりの平均的な排水の量が5 m ³ 以上である工場又は事業場に係るものであること。
4	病床数が200以上300未満の病院の化学、細菌及び病理の検査施設	1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上である病院に係るものであること。
5	飲食店営業の用に供する厨房施設	1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 以上である飲食店に係るものであること。
6	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものを除く。）に係るものであること。
7	舗装材料製造業の用に供する試験検査施設	すべてのもの
8	繊維工業又は衣服その他の繊維製品製造業の用に供する洗浄施設	
9	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する洗浄施設	

備考

「産業廃棄物処理業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。

第5章 騒音・振動

1. 概況

騒音は、自動車や鉄道、航空機など交通に起因するもの、工場や事業場の事業活動や建設工事などに起因するもの、犬や鳥の鳴き声など自然に起因するもの、エアコンの室外機や足音、テレビ・ラジオの音など生活に起因するものなど騒音源は多種多様である。

騒音は、人に心理的不快感、ストレスを与えるなどのほか、睡眠を妨害することもあり問題となっている。

振動の発生源も、騒音と同様に交通に起因するもの、工場や事業場の事業活動や建設工事などに起因するものなど多岐にわたり、人への影響も騒音と同様に心理的不快感、ストレスを与えるなどのほか、睡眠を妨害することもある。

工場や事業場に著しい騒音または振動を発生させる施設（特定施設）を設置する場合や、建設工事の内でも著しい騒音または振動を発生させる作業（特定建設作業）を実施する場合は、騒音規制法および振動規制法で規制基準を定めている。

本市においては、工場騒音、自動車騒音の測定を実施し、市と企業が締結した環境保全協定により監視、指導を行っている。工場騒音は、環境保全協定細目協定締結企業のうち、騒音規制法の区域分布図内に工場がある8社に対して、市が昼夜の騒音測定を実施している。なお、各企業においても騒音対策として測定を行い市に報告を行っていることから、令和2年7月28日開催の美祢市環境審議会において、市が毎月実施していた協定工場騒音測定を年2回（半年に1回）とすることが了承された。協定工場騒音測定結果は表5-7、表5-8のとおりである。

2. 騒音・振動の規制

(1) 環境基準

表 5 - 1 騒音規制法及び振動規制法の区域区分

都市計画の用途地域	騒音の環境基準の類型	騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	A	第1種区域	第1種区域	
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第2種区域		
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	B			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	C	第3種区域	第2種区域	I
工業地域		第4種区域		II

表 5 - 2 環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

時間区分 地域の類型	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
AA	50dB 以下	40dB 以下
A及びB	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注：平成11年3月26日山口県告示第234号により地域の類型が指定されている。

表 5 - 3 環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(2) 工場・事業場等監視

表 5-4 騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等の騒音規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)	朝 夕 (午前 6 時～8 時、午後 6 時～9 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域	65dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
第 4 種区域	70dB 以下	70dB 以下	65dB 以下

表 5-5 振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等の振動規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)	騒音規制法指定地域
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下	第 1 種・第 2 種地域
第 2 種区域	I 65dB 以下	60dB 以下	第 3 種地域
	II 70dB 以下	65dB 以下	第 4 種地域

表 5-6 特定建設作業に係る騒音・振動の基準等

	特定建設作業の種類	基準内容	基 準 値	作 業 時 間 帯		1 日における作業時間		作 業 期 間	作 業 日
		地域区分	①②	①	②	①	②	①②	①②
騒 音 規 制 法 関 係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		85dB 以下	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで	10 時間以内	14 時間以内	連続して 6 日以内	日曜日その他の休日でないこと
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業								
	4. 空気圧縮機を使用する作業								
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
	6. バックホウを使用する作業(定格出力 80kw 以上)								
	7. トラクターショベルを使用する作業(定格出力 70kw 以上)								
	8. ブルドーザーを使用する作業(定格出力 40kw 以上)								
振 動 規 制 法 関 係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		75dB 以下						
	2. 鋼球解体作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業								
	4. プレーカーを使用する作業								

注 1. 基準値は、特定建設作業場所の敷地境界線における騒音および振動レベル

注 2. ①は騒音規制区域の区分第 1 種～第 3 種及び第 4 種のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域をいう。②は騒音規制区域のうち①以外の区域をいう。

表５－７ 令和３年度環境保全協定細目協定締結企業工場騒音レベル及び適合状況（市測定値）

（単位：dB）

工場名 区分	測 定 点	区 域 区 分	昼 夜 の 別	法 規 制 値	協 定 値	市測定値		適 合 状 況		
						5 月	3 月	測定回数	適合状況	適合率 (%)
宇部興産㈱ 伊佐セメント工場	① (正面)	4	昼	70	65	55	54	2	2	100%
	② (下田町)		夜	65	55	54	52	2	2	100%
			昼	70	65	55	52	2	2	100%
			夜	65	55	53	50	2	2	100%
宇部マテリアルズ ㈱美祢工場	① (伊佐)	4	昼	70	65	56	54	2	2	100%
	② (正面)		夜	65	55	53	47	2	2	100%
			昼	70	65	53	60	2	2	100%
	③ (北川)		夜	65	55	52	50	2	2	100%
			昼	70	65	57	61	2	2	100%
			夜	65	55	48	54	2	2	100%
宇部サンド工業㈱		① (正面)	3	昼	65	60	58	50	2	2
	② (坑道)	夜		55	54	52	51	2	2	100%
		昼		65	60	47	44	2	2	100%
	夜	55		54	49	49	2	2	100%	
NGKエレクトロ デバイス㈱	① (正門)	4	昼	70	65	54	54	2	2	100%
	② (裏側)		夜	65	55	49	48	2	2	100%
			昼	70	65	58	47	2	2	100%
	③ (西門)		夜	65	55	48	48	2	2	100%
			昼	70	65	58	48	2	2	100%
			夜	65	55	46	46	2	2	100%
薬仙石灰㈱		① (正門)	4	昼	70	65	58	57	2	2
	② (裏側)	夜		65	55	54	52	2	2	100%
		昼		70	65	55	50	2	2	100%
	夜	65		55	51	43	2	2	100%	
重安石灰㈱	① (正門)	3	昼	65	60	53	49	2	2	100%
	② (裏側)		夜	55	50	46	44	2	2	100%
			昼	65	60	51	48	2	2	100%
			夜	55	50	39	43	2	2	100%
日本ユピカ㈱ 美祢工場	① (正門)	4	昼	70	65	53	48	2	2	100%
	② (裏側)		夜	65	55	42	43	2	2	100%
			昼	70	65	53	48	2	2	100%
			夜	65	55	43	45	2	2	100%
㈱TAIYO	① (コンブ)	4	昼	70	65	50	45	2	2	100%
	② (シール裏)		夜	65	55	49	40	2	2	100%
			昼	70	65	49	46	2	2	100%
			夜	65	55	43	39	2	2	100%

※-印は、事由（作業等）により欠測。

※色付き箇所は、協定値を超えたもの

※市が実施する協定工場騒音測定は令和２年７月２８日開催の美祢市環境審議会において年２回測定とすることとなった。

表 5－8 令和3年度環境保全協定細目協定締結企業工場騒音レベル及び適合状況（企業測定値）

（単位：dB）

工場名	区分	測 定 点	区 域 区 分	昼 夜 の 別	法 規 制 値	協 定 値	測定値																適 合 状 況		
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大値	最小値	平均値	測定回数	適合状況	適合率(%)	
宇部興産(株) 伊佐セメント工場	① (正面)	4	昼	70	65	52	54	54	67	56	55	54	52	53	54	54	54	56	52	55	12	11	92%		
			夜	65	55	49	52	53	54	54	54	53	50	53	51	52	53	54	49	52	12	12	100%		
	② (下田町)		昼	70	65	54	56	52	61	55	54	54	55	50	55	55	54	61	50	55	12	12	100%		
			夜	65	55	48	50	50	50	49	52	49	50	50	49	49	50	50	48	50	12	12	100%		
宇部マテリアルズ (株)美祢工場	① (伊佐)	4	昼	70	65	-	-	54	-	-	53	-	-	56	-	-	53	56	53	54	4	4	100%		
			夜	65	55	-	-	54	-	-	53	-	-	54	-	-	52	54	52	53	4	4	100%		
	② (正面)		昼	70	65	-	-	56	-	-	56	-	-	54	-	-	55	56	54	55	4	4	100%		
			夜	65	55	-	-	52	-	-	55	-	-	52	-	-	52	55	52	53	4	4	100%		
	③ (北川)		昼	70	65	-	-	50	-	-	52	-	-	59	-	-	51	59	50	53	4	4	100%		
			夜	65	55	-	-	49	-	-	52	-	-	48	-	-	49	52	48	50	4	4	100%		
宇部サンド工業(株)	① (正面)	3	昼	65	60	52	49	50	51	54	49	49	48	49	48	48	47	55	47	50	12	12	100%		
			夜	55	54	48	49	49	51	50	52	50	48	47	46	46	46	49	37	45	12	12	100%		
	② (坑道)		昼	65	60	46	41	40	43	54	43	45	43	42	42	41	40	54	40	45	12	12	100%		
			夜	55	54	40	41	41	43	44	44	44	43	41	41	43	43	48	34	39	12	12	100%		
NGKエレクトロ デバイス(株)	① (正門)	4	昼	70	65	44	45	48	51	52	43	49	43	48	52	46	45	52	43	47	12	122	100%		
			夜	65	55	40	48	43	44	45	52	43	40	41	41	42	40	48	40	43	12	12	100%		
	② (裏側)		昼	70	65	43	43	45	-	46	44	50	41	44	47	42	40	50	40	40	11	11	100%		
			夜	65	55	39	48	47	48	49	51	41	43	41	41	41	40	51	39	44	12	12	100%		
	③ (西門)		昼	70	65	44	44	48	-	51	46	50	46	47	45	46	44	51	44	46	11	11	100%		
			夜	65	55	42	48	42	44	49	50	41	43	41	40	40	40	50	40	43	12	12	100%		
薬仙石灰(株)	① (正門)	4	昼	70	65	64	60	60	60	59	59	61	61	58	59	64	64	64	58	61	12	12	100%		
			夜	65	55	53	53	53	52	52	52	53	53	52	52	53	52	53	52	52	12	12	100%		
	② (裏側)		昼	70	65	52	55	52	51	54	52	53	54	54	51	54	53	54	49	52	12	12	100%		
			夜	65	55	49	50	49	50	51	51	50	51	49	49	51	49	51	46	49	12	12	100%		
重安石灰(株)	① (正門)	3	昼	65	60	55	54	58	56	52	56	50	57	56	53	55	53	60	51	55	12	12	100%		
			夜	55	50	46	40	50	44	47	45	42	46	41	42	44	45	49	43	44	12	12	100%		
	② (裏側)		昼	65	60	54	48	54	57	50	54	50	55	55	50	52	48	57	48	52	12	12	100%		
			夜	55	50	40	42	48	41	40	39	43	43	40	43	42	42	48	40	42	12	12	100%		
日本ユピカ(株) 美祢工場	① (正門)	4	昼	70	65	-	-	-	-	51	-	-	-	-	-	48	-	51	48	50	2	2	100%		
			夜	65	55	-	-	-	-	52	-	-	-	-	-	43	-	52	43	48	2	2	100%		
	② (裏側)		昼	70	65	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	46	-	48	46	47	2	2	100%		
			夜	65	55	-	-	-	-	54	-	-	-	-	-	46	-	54	46	50	2	2	100%		
(株)TAIYO	① (コンブ)	4	昼	70	65	48	43	49	52	52	47	48	48	45	46	45	45	52	43	50	12	12	100%		
			夜	65	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%		
	② (シール裏)		昼	70	65	48	53	49	53	53	53	51	48	44	47	42	47	53	41	49	12	12	100%		
			夜	65	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	

※－印は、事由（作業等）により欠測。

※宇部興産株式会社伊佐セメント工場の7月測定点①昼の測定値は、セミの声の影響により協定値を超えている。

※宇部マテリアルズ株式会社美祢工場は令和3年度より年4回の測定。

※日本ユピカ株式会社美祢工場は年2回の測定。

※株式会社TAIYOは夜間操業縮小のため夜の騒音測定は未実施。

(3) 自動車騒音・振動

表 5－1 1 自動車騒音の大きさの許容限度（環境省「自動車騒音の大きさの許容限度」別表より）

自 動 車 の 種 別			自動車騒音の大きさの許容限度		
			定常走行騒音	近隣排気騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5 トンを超え、原動機の最高出力が 150kw を超えるもの	すべての車両に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	83 dB	99 dB	82 dB
		すべての車両に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン車以外のもの	82 dB	99 dB	81 dB
	車両総量が 3.5 トンを超え、原動機の最高出力が 150kw 以下のもの	すべての車両に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	80 dB	98 dB	81 dB
		すべての車両に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものの以外のもの	79 dB	98 dB	80 dB
	車両総重量が 3.5 トン以下のもの		74 dB	97 dB	76 dB
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの		72 dB	100 dB
車両の後部に原動機を有するものの以外のもの		72 dB	96 dB	76 dB	
小型自動車（二輪自動車に限る。）			72 dB	94 dB	73 dB
軽自動車（二輪自動車に限る。）			71 dB	94 dB	73 dB
第1種原動機付自転車（規則第1条第2項に規定）			65 dB	84 dB	71 dB
第2種原動機付自転車（規則第1条第2項に規定）			68 dB	90 dB	71 dB

表 5－1 2 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

区 域 の 区 分		時 間	
		昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域

a 区域：専ら住居の用に供される地域

b 区域：主として住居の用に供される地域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 5－1 3 振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜 間 （午後 7 時～午前 8 時）	騒音規制法区域
第 1 種区域	65 dB	60 dB	第 1 種区域及び第 2 種区域
第 2 種区域	70 dB	65 dB	第 3 種区域及び第 4 種区域

表 5－14 自動車騒音測定値と限度値に対する適合状況

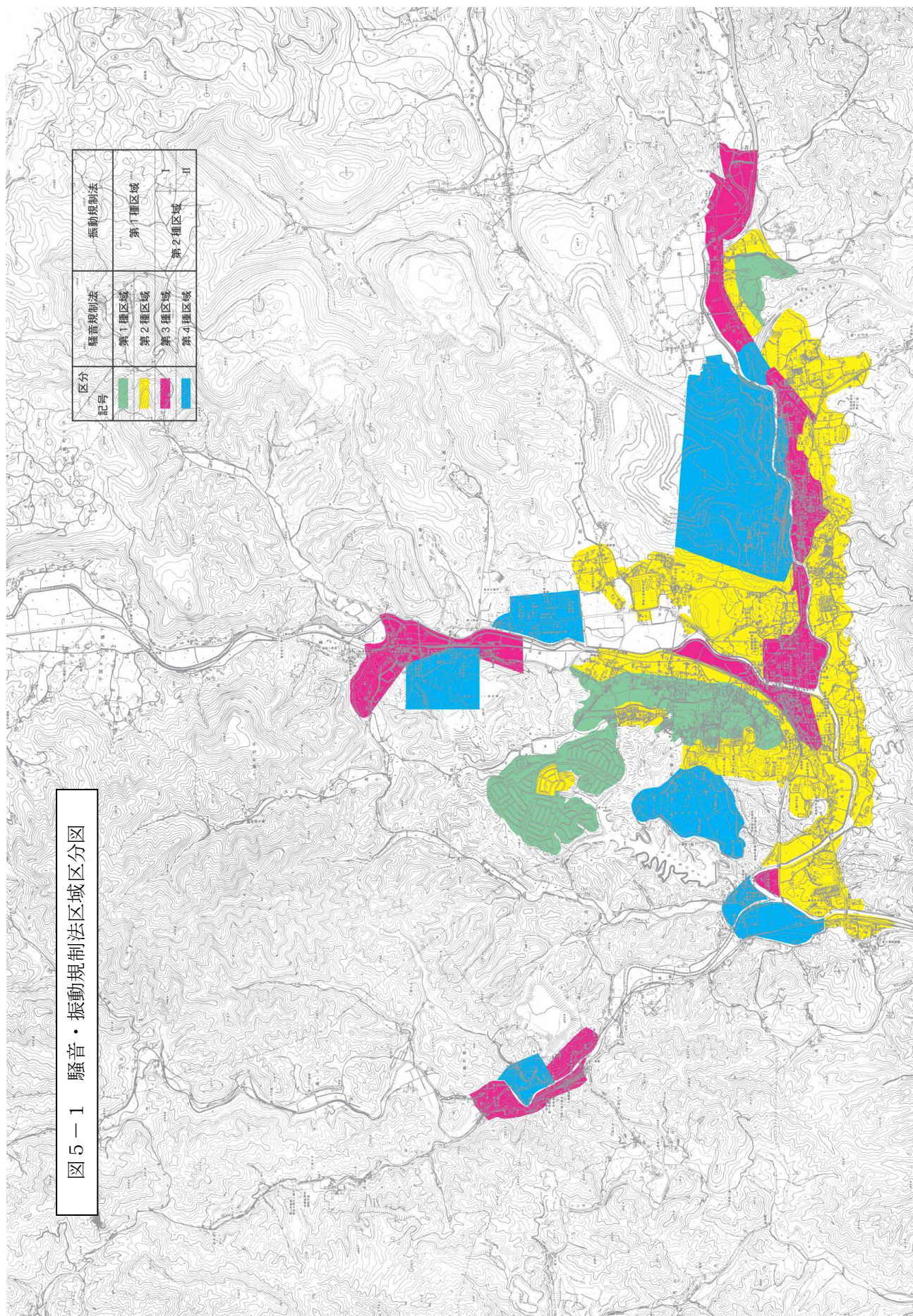
測定年度	測定点	区域区分	車線数	騒音測定値		限度値	適合	環境基準	(参考) 自動車通行台数
平成30年度	大塚町東分 (国道435号)	C	2車線	昼	65dB	75dB	○	65dB	288 (38・248・0)
				夜	59dB	70dB	○	60dB	38 (2・34・0)
令和元年度	秋芳町秋吉 (美東秋芳西寺線)	未指定	2車線	昼	62dB	-dB	○	-dB	89 (8・83・0)
				夜	51dB	-dB	○	-dB	6 (0・6・0)
令和2年度	美東町駿大 (小郡三彌線)	未指定	2車線	昼	64dB	-dB	○	-dB	74 (4・70・0)
				夜	54dB	-dB	○	-dB	19 (0・19・0)
令和3年度	測定なし								

(大型・普通・二輪車の台数/10分)

備考

1. 自動車騒音測定は、年間を通じて平均的な状況を呈する日（土・日曜日・祝日を除く）について行った。
2. 騒音の評価は、等価騒音レベルによる。
3. 4つの測定点を原則として5年ごとに更新する。

図 5-1 騒音・振動規制法区域区分図



第6章 悪臭

1. 概況

悪臭とは人に知覚できる臭気のうち「不快」なものを指し、その不快なおいにより生活環境を損ない、特に感覚的、心理的に被害を与える。

悪臭は、騒音と同様に感覚公害と呼ばれ、その取扱いが困難な公害である。

まず、嗅覚には個人差があり、その感度は臭気に対する慣れや年齢、体調などによっても大きく影響を受けるため、特定の人だけが感じる場合もある。

近年は、快適な生活環境を求める傾向が強まり、従来はやむを得ないと我慢してきた不快な臭気を悪臭として捉えるようになってきているため悪臭原因も多種多様になってきている。

本市では、家庭の簡易な野外焼却（野焼き）が近年の悪臭苦情の主となっている。

2. 悪臭の規制及び基準

悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴い発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界線において規制基準が定められている。

悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定に関しては知事が行っており、悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定は昭和53年5月に行われ、その後、平成8年4月に地域の見直しがなされた。

しかし、悪臭は、法や条例に規定されていない臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合も多いため、人の嗅覚を利用し悪臭を総合的に評価することが可能な三点比較式臭袋法を採用した山口県悪臭防止対策指導要綱（昭和58年3月）により指導基準が定められている。

また、本市の悪臭規制区域区分図は、図6-1のとおりである。

表6-1 特定悪臭物質と規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号に関する規制基準）（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	地域の区域		臭気の種類	主な発生源事業場
	A 地域	B 地域		
ア ン モ ニ ア	1	2	特有の刺激臭	化製場，下水処理場等
メ チ ル メ ル カ ブ タ ン	0.002	0.004	腐ったたまねぎ臭	化製場，下水処理場等
硫 化 水 素	0.02	0.06	腐った卵臭	化製場，下水処理場等
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	腐ったキャベツ臭	化製場，下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		し尿処理場，ごみ処理場等
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	腐魚臭	化製場，畜産事業場
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	青臭い刺激臭	複合肥料製造工場等
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場，自動車修理工場 印刷工場等 輸送用機械器具製造工場等
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03		
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07		
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006		
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	刺激的な発酵臭	塗装工場，自動車修理工場 木工工場，印刷工場等 輸送用機械器具製造工場等
酢 酸 エ チ ル	3	7	刺激的なシンナーのような臭	
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3		
ト ル エ ン	10	30	ガソリン臭	
ス チ レ ン	0.4	0.8	エーテル臭	化粧合板製造工場等
キ シ レ ン	1	2	ガソリン臭	(トルエンに同じ)
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	ずっぱいような刺激臭	化製工場，染色工場等
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	汗くさい臭い	畜産事業所，鶏糞乾燥場， し尿処理場，廃棄物処分場等
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	むれたくつ下の臭い	
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

備考

「A 地域」：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域

「B 地域」：準工業地域、工業地域、工業専用地域

表 6－2 特定悪臭物質を含む排出水の規制基準（悪臭防止法第 4 条第 1 項第 3 号に規定する規制基準）

(単位 : mg/l 以下)

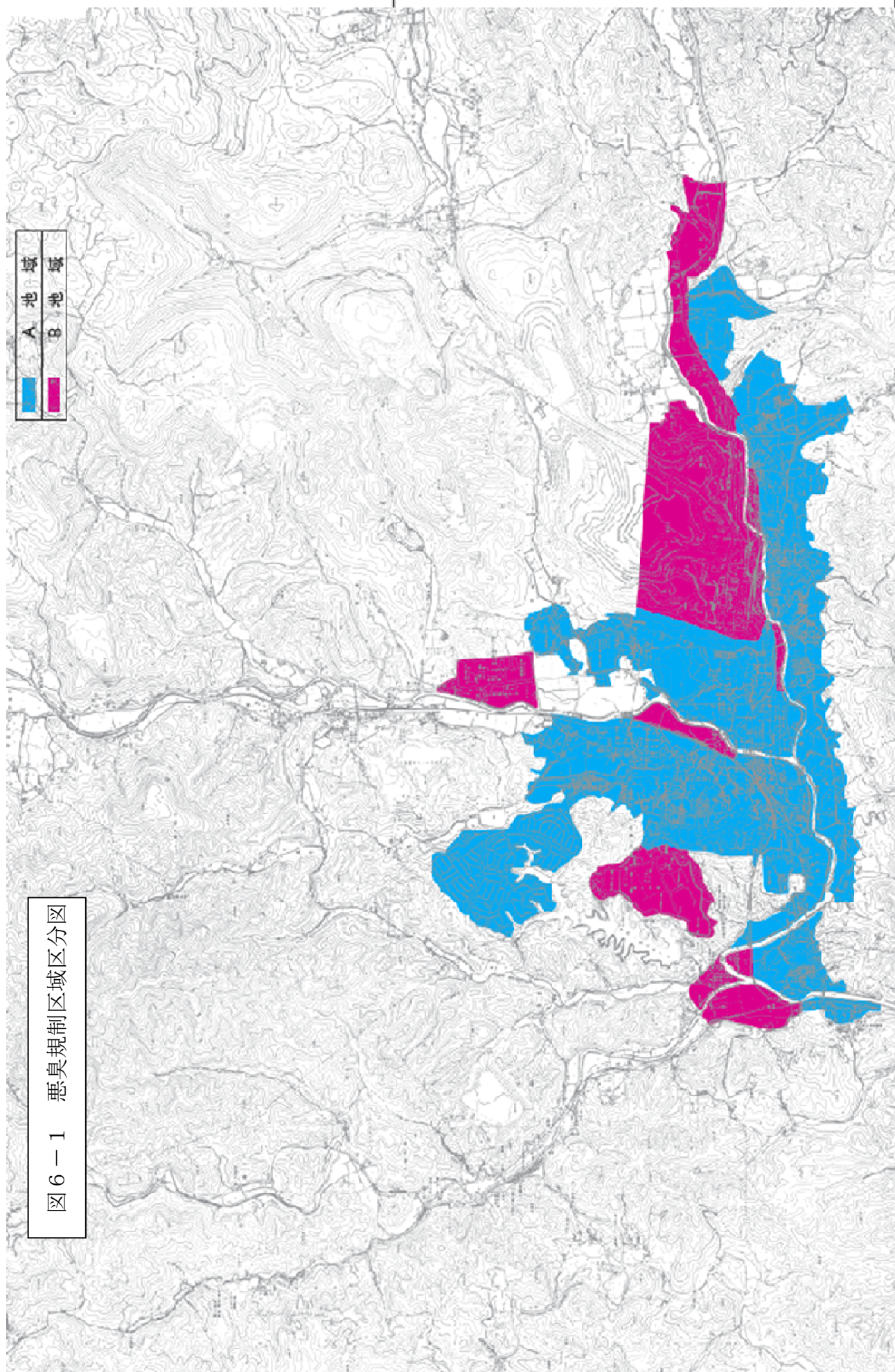
項	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許 容 限 度	
			A 地域	B 地域
1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03	0.06
		0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.007	0.01
		0.1m ³ /秒を超える場合	0.002	0.003
2	硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1	0.3
		0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.02	0.07
		0.1m ³ /秒を超える場合	0.005	0.02
3	硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3	2
		0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.07	0.3
		0.1m ³ /秒を超える場合	0.01	0.07
4	二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6	2
		0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1	0.4
		0.1m ³ /秒を超える場合	0.03	0.09

表 6－3 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準

区 分				A 地域	B 地域	法の規制地域以外
敷地境界線における臭気指数の限度				10	14	14
排出口における臭気指数の限度	排出口の高さ	5m以上	排ガス量 300Nm ³ /分以上	25	29	29
		15m未満	排ガス量 300Nm ³ /分未満	28	32	32
		15m以上 30m未満		28	32	32
		30m以上 50m未満		30	34	34
		50m以上		33	37	37

備考. 臭気指数 = 10 × Log Y

注. Y = 臭気濃度・・・原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。



第7章 土壌環境

1. 概況

土壌汚染とは、工場からの排水等の漏洩や不法投棄等、事故や不適正な処理により重金属や有機溶剤、農薬、油などの有害物質が誤って土壌中に排出され蓄積されている状態のこと。

通常、有害物質は汚染源の近くに留まることが多いが、地下深くまで浸透しやすい物質により土壌が汚染されてしまうと地下水汚染が生じ予想以上に汚染範囲が拡大していることもある。

近年、工場跡地等の再開発に伴って土壌汚染が明らかになるケースが増加している。

2. 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準が設けられている。

表7-1（環境省「土壌の汚染に係る環境基準」別表より）

項 目	土壌汚染に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/l 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
クロロエチレン	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

【備考】

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、定められた方法より測定されたシス体の濃度と定められた方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が設けられている。

表7-2（環境省「地下水の水質汚濁に係る環境基準」別表より）

項 目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
クロロエチレン	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、定められた方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、定められた方法により測定されたシス体の濃度と定められた方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4. 土壌汚染対策法で規定する特定有害物質及び区域の指定基準

表 7-3 (土壌汚染対策法に係る指定基準より)

特定有害物質の種類 (施行令第1条)		指定基準 (規則第31条)	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/L)
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロエチレン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	カドミウムが 0.003 以下	カドミウムが 45 以下
	六価クロム化合物	六価クロムが 0.05 以下	六価クロムが 250 以下
	シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアンが 50 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 15 以下
	セレン及びその化合物	セレンが 0.01 以下	セレンが 150 以下
	鉛及びその化合物	鉛が 0.01 以下	鉛が 150 以下
	砒素及びその化合物	砒素が 0.01 以下	砒素が 150 以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素が 0.8 以下	ふっ素が 4,000 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素が 1 以下	ほう素が 4,000 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機燐化合物	検出されないこと	—

【備考】

有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパルチオン、メチルジメント及び EPN をいう。

第8章 ダイオキシン類

1. 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法は、第7条において、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を設けている。

- ・ 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- ・ 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

表8－1（環境省「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」の別表より）

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

※pg（ピコグラム）・・・1兆分の1グラムを意味するもの。

※TEQ・・・毒性等量、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値。

表8－2 土壌ダイオキシン類常時監視調査結果

年度	調査地点名	所在地	測定結果(pg-TEQ/g)	環境基準値(pg-TEQ/g)
平成29年度	厚保小学校	美祢市西厚保町本郷610	0.061	1,000
平成30年度	選定なし			
令和元年度	大嶺小学校	美祢市大嶺町東分1721	0.043	1,000
令和2年度	綾木小学校	美祢市美東町綾木2125	0.046	1,000
令和3年度	選定なし			

※山口県が実施している「土壌ダイオキシン類常時監視調査結果」より抜粋

2. 野外焼却

ダイオキシン類による人の健康や生活環境への支障を防ぐため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の一部改正により小型焼却炉の焼却の基準が強化されている。

また、野焼きなど廃棄物焼却炉を使用しない焼却行為は、一部の例外を除き、平成 13 年 4 月 1 日より禁止されている。

表 8－3 野外焼却一部の例外

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条）

禁止対象とならない焼却	焼却禁止の例外となる具体的事例
① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、塔婆の供養焼却
④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畦の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却等
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

美祿市環境保全条例

平成20年3月21日

条例第144号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保する上において、快適で良好な生活環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、並びに環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の環境保全に関する意思を尊重して、環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境の侵害であつて、相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって、健康で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境が損なわれることをいう。
- (2) 生活環境 人の生活に密接な関係のある自然環境、社会環境及び文化環境の総合的な環境をいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系の中で、人の生活と密接な関係のある大気、水、土壌等の物理的・化学的環境及び動植物の生育等の生物学的環境をいう。
- (4) 社会環境 社会の生態系の中で、人の生活と密接な関係のある住宅及びこれに附属する施設その他の財産等の社会的・経済的環境をいう。
- (5) 文化環境 歴史上意義を有する建造物遺跡等で郷土における歴史と文化を具現し、形成しているもの及び文化的遺産並びに文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための基礎となる環境をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な生活環境(以下単に「良好な生活環境」という。)に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市民が自主的な立場から行う生活環境の保全に関する施策の総合調整に当たるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、公害の防止に努めるのみならず、更にすすんで良好な生活環境が保全されるために必要な措置を自ら講ずるとともに、市が実施する良好な生活環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において良好な生活環境が保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市民の生活環境保全のための施策

第1節 公害の防止

(調査及び監視)

第6条 市長は、公害防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるとともに、公害の状況を把握し、更に公害防止のための施策を迅速かつ適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び情報管理の体制整備に努めなければならない。

2 市長は、公害防止に関する施策を推進するに当たっては、市民から公害の実情及び公害の防止に関する意見を聴く機会を設けること等により、市民の意思が反映されるよう努めなければならない。

(基本的責務)

第7条 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責務と負担において必要な措置を講ずるとともに、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時厳重に監視しなければならない。

(最大努力義務)

第8条 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(環境保全協定)

第9条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者との間に相互の理解によって環境保全協定を締結することにより、良好な生活環境の保全を図るものとする。

第2節 自然環境の保全

(開発行為の規制)

第10条 開発行為を行おうとする者は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他法令の定めるところにより、農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等自然環境の保全に配慮しなければならない。

(緑化の推進)

第11条 市長は、道路、公園、教育施設その他公共空地において緑と花のまちづくり(以下「緑化活動」という。)を推進するものとする。

2 市民及び事業者は、市の行う緑化活動に対し協力するとともに、その所有し、管理する土地についてもその空地を利用して樹木、草花等を植えるよう努めなければならない。

(自然環境の適正利用)

第12条 何人も、自然遊歩道、公園緑地その他自然的レクリエーション施設の利用に当たっては、植物、岩石等をみだりに採集し、施設を破損し、汚物又は不要物を捨てる等、生活環境を損傷するおそれのある行為をしてはならない。

第3節 社会環境の保全

(建築規制)

第13条 住宅その他の建物を建設しようとする者は、汚水等の処理に適正な措置を講ずるとともに、隣接の建物等の日照の確保に努めなければならない。

(廃棄物の不法投棄の防止)

第14条 何人も、道路、河川、水路、山林、空地等に廃棄物を投棄し、良好な生活環境を悪化させる

おそれのある行為をしてはならない。

(農業用施設の管理)

第15条 野つば、井戸、溜池及び休耕地等、農業用施設の所有者又は管理者は、当該施設の周辺の環境保全及び危険防止を図る等、当該施設の善良な維持管理に努めなければならない。

(空地の管理)

第16条 空地の所有者又は管理者は、当該空地が雑草の繁茂により、災害、犯罪及び廃棄物の不法投棄並びに蚊、はえ、野ねずみ等の発生源とならないよう清潔保持に努めるとともに、雑草を除去する等、当該空地の適正な管理を行わなければならない。

(浄化槽、畜舎等の管理)

第17条 浄化槽、畜舎又は鶏舎等を設置している者は、常にその施設を整備し、汚水及び汚物の処理を適切に行うとともに、悪臭その他の公害及びハエ等の害虫が発生しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(住宅地内の静穏の保持)

第18条 何人も、みだりに騒音を発生させて住宅地内の静穏を妨げるような行為をしてはならない。

(土砂、泥水の流出規制)

第19条 事業者は、その事業活動において、河川、水路等を汚濁するおそれのある工事を行おうとするときは、土砂及び泥水を流さないよう適切な措置を講じなければならない。

(屋外作業の規制)

第20条 事業者は、屋外における事業活動において、大気汚染、水質汚濁、悪臭等が発生するおそれのある作業を行おうとするときは、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(焼却の禁止)

第21条 何人も、ゴム製品、廃油、合成樹脂等の物質を焼却してはならない。

第4節 文化環境の保全

(市長及び教育委員会等の責務)

第22条 市長及び教育委員会は、美祢市における歴史的環境、文化的遺産その他文化環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、美祢市の文化遺産を大切にするとともに、人間性豊かな文化を創造し、及び発展させる環境を育てるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動により、文化環境を破壊し、又は損傷することのないよう努めなければならない。

第5節 生活環境保全思想の高揚

第23条 市長は、生活環境の保全思想の普及を図るとともに、市民が行う自主的な生活環境の保護活動を育成するよう努めなければならない。

第3章 雑則

(指導、助言及び勧告)

第24条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認める場合は、関係者に対して指導、助言及び勧告をすることができる。

(措置命令)

第 25 条 市長は、この条例の規定に従わず、良好な生活環境の保全上好ましくない状態にあると認めるとき、又は好ましくない状態にあるおそれがあると認めるときは、関係者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反の公表)

第 26 条 市長は、前条の命令に従わない者があった場合において、良好な生活環境を保全するために必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(情報の提供等)

第 27 条 市民は、この条例に違反する事実を認めたときは、直ちに市長に通報するよう努めなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美祢市環境保全条例(昭和51年美祢市条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に改正前の美祢市環境保全条例第 9 条の規定により締結した公害防止協定は、改正後の美祢市環境保全条例第 9 条の環境保全協定とみなす。

美祢市環境審議会条例

平成20年3月21日

条例第145号

(設置)

第1条 美祢市における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、美祢市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて調査研究し、具体的対策及びその意見を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、事業所関係者その他から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会は、委員の中から会長1人、副会長2人を選挙しなければならない。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に専門部会及び技術部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の会議に諮って会長が指名する委員をもって組織する。

3 技術部会は、公害対策に必要な技術的事項を調査研究して審議会の運営に協力するものとし、学識経験者委員及び審議会委員の属する事業所の技術担当者のうちから、審議会の議を経て会長が推薦した者を市長が委嘱する。

4 専門部会及び技術部会(以下「部会」という。)に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、部会を代表し、部会に関する事項を処理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(招集)

第7条 審議会又は部会は、必要に応じて会長又は部会長が招集する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年3月21日から施行する。

美祢市環境審議会運営内規

第1条 美祢市環境審議会条例（平成20年美祢市条例第145号）第9条の規定により、美祢市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

第2条 審議会に専門部会として、「大気・騒音・振動」・「水質・特殊（悪臭を含む。）」の2部会を設ける。

2 専門部会は、審議会の委嘱により、調査研究し、全体討議の資料を提出する。

第3条 専門部会は、審議会の会長が招集し、部会長が議事を司る。

第4条 技術部会は、技術部会長が召集し、会議の議事を司る。

第5条 その他専門部会及び技術部会の運営について必要な事項はそれぞれ会議に諮って定める。

第6条 会長は学識経験委員（大気・騒音・振動、水質・特殊の各部会長）の専門的、技術的立場から意見を聞いたうえ、市に申請のあった公害防止計画について、報告事項とすることができる。

附 則

この内規は、平成20年3月21日から施行する。

環境保全協定

美祢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の事業活動に伴って生じる環境汚染の未然防止を図り、環境保全の取組を自主的かつ積極的に進めるため、美祢市環境保全条例（平成 20 年条例第 144 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（基本対策）

第 1 条 乙は、地域住民の生活環境及び自然環境を保全するため、環境関係諸法規を遵守するとともに、環境保全技術の開発に努め、また、操業による環境汚染の未然防止を図り、甲の環境保全行政の意向を尊重し、地域の実情に適応した環境保全対策を推進する。

2 乙は、前項の環境保全対策を的確に実施し、環境保全設備についてその改善を図るとともに、細心の注意をもって管理するものとする。

3 乙は、環境汚染に関係のある生産施設の新増設又は既設の環境保全施設について重要な変更を加えようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

（相互協力）

第 2 条 乙は、甲と連絡を密にし、甲が行う環境保全に関する調査及び行政に進んで協力し、甲は、乙が行う環境保全に関する必要な施策に協力するものとする。

（大気汚染防止）

第 3 条 乙は、ばい煙又は粉じん等による大気の汚染を未然に防止するため、集じん装置の整備強化及び適正な維持管理、良質燃料の使用、排煙脱硫装置、高煙突拡散等大気汚染の防止に努めるものとする。

（水質汚濁防止）

第 4 条 乙は、地域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、処理施設等の適切な措置を講じ水質の保全に努めるものとする。

（騒音振動防止）

第 5 条 乙は、騒音及び振動防止について、消音装置及び防振装置の設置等の適切な措置を講じ騒音及び振動の低減に努めるものとする。

（悪臭防止）

第 6 条 乙は、悪臭防止について、脱臭装置の設置等の適切な措置を講じ悪臭物質の漏出防止に努めるものとする。

（産業廃棄物対策）

第 7 条 乙は、生産施設等において生ずる廃棄物の削減及び再生資源化に努めるとともに、自らの責任と負担において適正に処理するものとする。

（地球温暖化対策）

第 8 条 乙は、事業所全体として温室効果ガスの排出抑制等、地球温暖化の防止に向けて積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する地球温暖化対策活動に対して協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

（緑地対策）

第 9 条 乙は、計画的な緑地の整備を図り、事業所の緑化に積極的に努めるものとする。

2 乙は、事業所及びその周辺地域の環境美化を推進するとともに、周辺の都市景観と調和した施

設の整備に積極的に努めるものとする。

(事故時の措置と報告)

第 10 条 乙は、生産施設等において故障破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともにその状況を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(公害発生時の処理と報告)

第 11 条 乙は、事業活動に伴い大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下若しくは悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生じ、乙にその責任があることが明らかになったときは、直ちに、その責任において原因の排除、損害の補償等必要な措置を講ずるとともに、その処理状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(報告と調査)

第 12 条 甲は、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、またこの協定の実施に必要な限度において、甲の職員又は甲が依頼した学識経験者が乙の事業所内に立入調査させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により調査した資料及び報告は、乙の企業の機密事項を除き、公開することができる。

(関連業者等に対する責務)

第 13 条 乙は、乙の事業所内の活動に関連して作業をする関連業者及び下請業者等に対して、環境保全に関する積極的な指導及び援助を行い、本協定を遵守させるものとする。

(環境の整備)

第 14 条 乙は、進んで事業所内等の環境整備に、努めるものとする。

(市との連絡)

第 15 条 乙は、環境保全担当者を常置し、環境保全関係事項について甲と連絡を密にするものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の施行に当たり、必要な細目については甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

2 この協定書に定められた事項について、疑義又は改正の必要が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

3 この協定書に定めのない事項についても同様である。

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 美祢市大嶺町東分 326 番地 1
美祢市
美祢市長

印

乙

印

環境保全協定に基づく細目協定

美祢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、環境保全協定第 16 条に基づき、必要な細目を定め、次のとおり協定を締結する。

（大気汚染対策）

第〇条 乙は、大気汚染防止対策として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）ばいじん対策

ばいじんの排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)	法規制濃度 (g/Nm ³)
				排出濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)		

別 表 1

注 1．排出濃度は、標準酸素濃度（O_n）換算値とする。ただし、実酸素濃度（O_s）と記載した施設の排出濃度は実濃度とする。

注 2．ばいじんの排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

（２）硫黄酸化物対策

硫黄酸化物の排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		法規制排出量 (Nm ³ /h)
				排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	

別 表 2

注 1．排出濃度及び排出量は、燃料消費量及び燃料中の S 分（％）、脱硫率及び排出ガス量から算出した値とする。

注 2．硫黄酸化物の排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

注 3．法規制排出量は、 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ より逆算した値（ $K = 17.5$ ）。

（３）窒素酸化物対策

窒素酸化物の排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)		法規制濃度 (ppm)
				排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	O _s	O _n	

別 表 3

注 1．排出濃度は、標準酸素濃度（O_n）換算値とする。

注 2．窒素酸化物の排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

（４）調査と報告

乙は、排出ガス量、排出濃度及び排出量を、原則として次の基準により測定し、甲に報告するものとする。

排出ガス量 4 万 Nm³/h 以上の施設：2 か月に 1 回以上
 4 万 Nm³/h 未満の施設：6 か月に 1 回以上

(粉じん防止対策)

第〇条 乙は、粉じん防止対策として、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 粉じん対策

別 表 4

(2) 集じん装置出口の粉じん濃度目標値を、次の値以下とする。

集じん装置	処理風量	粉じん濃度
バグフィルタ	18 万 Nm ³ /h 以上	0.04g/Nm ³
	6 万 Nm ³ /h 以上 18 万 Nm ³ /h 未満	0.06g/Nm ³
	1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満	0.08g/Nm ³

(3) 調査と報告

乙は、集じん装置出口の粉じん濃度及び排出量を、原則として次の基準に従って測定し、甲に報告するものとする。ただし、処理風量が 1.2 万 Nm³/h 以上 6 万 Nm³/h 未満の設備で、測定孔を設けることが甚だしく困難な場合を除く。

処理風量	測定回数
18 万 Nm ³ /h 以上	3 か月に 1 回以上
6 万 Nm ³ /h 以上 18 万 Nm ³ /h 未満	6 か月に 1 回以上
1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満	12 か月に 1 回以上

(騒音対策)

第〇条 乙は、騒音防止対策として、敷地境界線における測定定点を別図 1 のとおり定め、測定定点における騒音レベル（※鉦山騒音及び発破騒音の場合は、最寄民家の騒音レベル）を次に掲げる協定値以下とする。

測定定点 No.	協定値 [dB(A)]		法規制値 [dB(A)]	
	朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)	朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)

別 表 5

注. 法規制値は第〇種区域に該当。

※鉦山騒音及び発破騒音については、該当する場合のみ記述する。

2 乙は、低周波空気振動についても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。

(振動対策)

第〇条 乙は、振動防止対策として、敷地境界線における測定定点を別図 1 のとおり定め、測定定点における振動レベル（※鉦山振動及び発破振動の場合は、最寄民家の振動レベル）を次に掲げる協定値以下とする。

測定定点 No.	協定値 (dB)		法規制値 (dB)	
	昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)	昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)

別 表 6

注. 法規制値は第〇種区域に該当。

※鉦山振動及び発破振動については、該当する場合のみ記述する。

(水質汚濁防止対策)

第〇条 乙は、水質汚濁防止対策として、排水口における排出水の水質を次のとおりとする。

排水口 No.	協定値			
	排出水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	pH	各項目	
			日間平均値	最大値
別 表 7				

注. 各種協定値は、目標値とする。

- 乙は、原則として排水口における排出水量を3か月に1回以上測定し、甲に報告するものとする。
- 乙は、汚水等が地下に浸透又は漏出を防止するための設備を設け、維持管理を徹底するものとする。

(悪臭防止対策)

第〇条 乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数（3点比較式臭袋法）を次に掲げる協定値以下にするものとする。

測定位置	協定値	指導基準値
敷地境界線	別 表 8	

注. 指導基準値は、山口県悪臭防止対策指導要綱による指導基準値とし、○地域に該当。

(協定の見直し)

第〇条 新增設・廃止等により協定事項に変更が生じた場合又は協定書を見直す必要が生じた場合等は、原則としてその都度再協定するものとする。

(その他)

第〇条 乙はこの協定書に定めのない事項についても、環境保全のため最大限の努力をするものとする。

- この協定書に定められた事項について、疑義又は改正の必要が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。
- この協定書に定めのない事項についても同様である。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 美祢市長



乙 企業代表者



別表 1

ばいじん濃度及び排出量等

(令和 5 年 1 月末現在)

企業名	煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)	法規制濃度 (g/Nm ³)
					排出濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)		
UBE 三菱 セメント(株) 伊佐セメン ト工場	No.3(100m)	石炭ドライヤーBF	石炭ドライヤー	53,500	0.01	0.54	O s	0.1
	No.1(200m)	発電設備 1 号 ボイラーBF	発電設備 1 号 ボイラー	166,000	0.01	1.66	O s	0.2
		No.1 キルン EP	No.1 キルン	464,000	0.03	13.93	O s	0.1
	No.2(230m)	No.2 キルン EP	No.2 キルン	779,400	0.03	23.38	O s	0.1
	合 計			1,462,900	—	39.51	—	—
宇部サント 工業 (株)	No.1(13.0m)	VR	珪石乾燥炉	21,950	0.1	2.1	16	0.2
宇部マテリ アルズ(株) 美祢工場	NO.1(100 m)	4,200m ³ BF	石灰焼成炉	199,676	0.04	7.99	15	0.30
		1,200m ³ BF	ボイラ					
	NO.4(30m)	240m ³ BF	消化機	10,900	0.05	0.55	O s	0.6 (県条例)
	NO.5(130 m)	4,100m ³ BF 1,200m ³ BF	石灰焼成炉	196,000	0.04	7.84	15	0.30
	合 計			406,576	—	16.38	—	—
重安石灰 (株)	No1 (28m)	BF	コマ式石灰炉	7, 629	0. 06	0. 46	15	0. 3
	No2 (35m)	BF	自 立 式 石 灰 炉	4, 150	0. 06	0. 25	15	0. 3
	No3 (21m)	BF	消化機特号	2, 400	0. 06	0. 14	O s	0.6 (県条例)
	No4 (15m)	BF	消化機一号	1, 700	0. 06	0. 10	O s	0.6 (県条例)
	合 計			15, 879	—	0. 95	—	—
日本ユピカ (株) 美祢工場	No.1 (26m)	NK-1	貫流式温水ボイラー HH-1	2, 530	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
			貫流式温水ボイラー HH-2	2, 530	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
			廃液燃焼装置	6, 246	0. 05	0. 26	4. 0	0. 50
			小 計	11, 306	—	0. 50	—	—
	No.2 (26m)	NK-2	貫流式温水ボイラー HH-51	1, 537	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
			貫流式温水ボイラー HH-52	1, 537	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
			小 計	3, 074	—	0. 24	—	—
	No.3 (6m)	HH-4	蒸気ボイラー HH-4	1, 276	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
	No.4 (6m)	HH-54	蒸気ボイラー HH-54	1, 276	0. 05	0. 12	4. 0	0. 30
	合 計			16, 932	—	0. 98	—	—

企業名	煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)	法規制濃度 (g/Nm ³)
					排出濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)		
薬仙石灰 (株)	No. 1 (40m)	BF	No. 4 石灰焼成炉	6,000	0.06	0.36	10	0.30
	No. 2 (40m)	BF	No. 1 国井式石灰炉	9,500	0.06	0.57	10	0.30
	No. 3 (40m)	BF	No. 2 自立式石灰炉	9,500	0.06	0.57	10	0.30
	No. 4 (40m)	BF	No. 3 メルツ式石灰炉	10,000	0.06	0.60	10	0.30
	No. 5 (13m)	BF	No. 1 消化設備	2,500	0.06	0.15	O s	0.60 (県条例)
	No. 6 (13m)	BF	No. 2 消化設備	3,000	0.06	0.18	O s	0.60 (県条例)
	No. 7 (13m)	BF	No. 3 消化設備	4,000	0.06	0.24	O s	0.60 (県条例)
	No. 8 (15m)	BF	No. 4 消化設備	2,000	0.05	0.10	O s	0.60 (県条例)
	No. 9 (40m)	BF	No. 5 石灰焼成炉	17,350	0.05	0.87	10	0.30
	合 計			63,850	—	3.64	—	—

別表 2

硫黄酸化物濃度及び排出量等

(令和 5 年 1 月末現在)

企業名	煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		法規制 排出量 (Nm ³ /h)
					排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	No.3(100m)	石炭ドライヤーBF	石炭ドライヤー	53,500	10	0.50	197
	No.1(200m)	発電設備 1 号ボイラー BF	発電設備 1 号ボイラー	184,000	106	19.60	1,471
		No.1 キルン EP	No.1 キルン	464,000	10	4.60	1,471
	No.2(230m)	No.2 キルン EP	No.2 キルン	779,400	10	7.80	1,987
	合 計			1,480,900	—	32.50	—
宇部サント工業 (株)	No.1 (13.0m)	VR	珪石乾燥炉	21,950	32	0.7	3
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	NO.1(100 m)	4,200m ³ BF	石灰焼成炉	199,676	50	9.98	363
		1,200m ³ BF	ボイラ				
	NO.5(130 m)	4,100m ³ BF	石灰焼成炉	196,000	50	9.80	500
	合 計			395,676	—	19.78	—
重安石灰 (株)	No1 (28m)	BF	コマ式石灰炉	7,629	60	0.46	18
	No2 (35m)	BF	自立式石灰炉	4,150	16	0.07	24
	合 計			11,779	—	0.53	—
日本ユニ カ (株) 美祢工場	No.1 (26m)	NK-1	貫流式温水ボイラー HH-1	2,530	37	0.14	13
			貫流式温水ボイラー HH-2	2,530	37	0.14	13
			廃液燃焼装置	6,246	12	0.13	13
			小 計	11,306	—	0.41	—
	No.2 (26m)	NK-2	貫流式温水ボイラー HH-51	1,537	90	0.20	13
			貫流式温水ボイラー HH-52	1,537	90	0.20	13
			小 計	3,074	—	0.40	—
	No.3 (6m)	HH-4	蒸気ボイラー HH-4	1,276	100	0.13	0.6
	No.4 (6m)	HH-54	蒸気ボイラー HH-54	1,276	100	0.13	0.6
	合 計			16,932	—	1.07	—
薬仙石灰 (株)	No. 1 (40m)	BF	No. 4 石灰焼成炉	6,000	25	0.13	34
	No. 2 (40m)	BF	No. 1 国井式石灰炉	9,500	96	0.75	34
	No. 3 (40m)	BF	No. 2 自立式石灰炉	9,500	34	0.27	34
	No. 4 (40m)	BF	No. 3 メルツ式石灰炉	10,000	33	0.26	34
	No. 9 (40m)	BF	No. 5 石灰焼成炉	17,350	33	0.57	34
	合 計			52,350	—	1.98	—

別表 3

窒素酸化物濃度及び排出量等

(令和 5 年 1 月末現在)

企業名	煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理 施設名)	排出 施設名	排出 ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)		法規制 濃度 (ppm)
					排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	O s	O n	
UBE 三菱 セメント ㈱伊佐セ メント工 場	No.3(100m)	石炭ドライヤーBF	石炭ドライヤー	57,000	475	27	9.2	10.0	480
	No.1(200m)	発電設備 1 号 ボイラーBF	発電設備 1 号ボイラー	193,000	100	19	3.6	6.0	250
		No.1 キルン EP	No.1 キルン	587,000	475	279	7.1	10.0	480
	No.2(230m)	No.2 キルン EP	No.2 キルン	1,013,000	475	481	6.7	10.0	480
	合 計			1,850,000	—	806	—	—	—
宇部サンド 工業 (株)	No.1 (13.0m)	VR	珪石乾燥炉	21,950	220	2.2	10	16	230
宇部マテ リアルズ (株) 美祢工場	NO.1 (100m)	4,200m ³ BF 1,200m ³ BF	石灰焼成炉 ボイラ	199,676	180	71.9	9	15	200
	NO.5 (130m)	4,100m ³ BF 1,200m ³ BF	石灰焼成炉	196,000	180	76.4	8	15	200
	合 計			395,676	—	—	148.3	—	—
重安石灰 (株)	No1(28m)	BF	コマ式石灰炉	7,629	150	1.14	5.1	15	200
	No2(35m)	BF	自立式石灰炉	4,150	150	0.62	4.7	15	200
	合 計			11,779	—	1.76	—	—	—
日本ユビ カ (株) 美祢工場	No.1 (26m)	NK-1	貫流式温水ボイラー HH-1	2,530	100	0.23	7.5	4.0	180
			貫流式温水ボイラー HH-2	2,530	100	0.23	7.5	4.0	180
			廃液燃焼装置	6,246	150	0.79	15.0	4.0	—
			小 計	11,306	—	1.25	—	—	—
	No.2 (26m)	NK-2	貫流式温水ボイラーHH-51	1,537	100	0.23	7.5	4.0	180
			貫流式温水ボイラーHH-52	1,537	100	0.23	7.5	4.0	180
			小 計	3,074	—	0.46	—	—	—
	No.3 (6m)	HH-4	蒸気ボイラー HH-4	1,276	150	0.21	7.5	4.0	180
	No.4 (6m)	HH-54	蒸気ボイラー HH-54	1,276	150	0.21	7.5	4.0	180
	合 計			16,932	—	2.13	—	—	—
薬仙石灰 (株)	No. 1(40m)	BF	No. 4 石灰焼成炉	6,000	170	1	10	15	180
	No. 2(40m)	BF	No. 1 国井式石灰炉	9,500	170	2	10	15	200
	No. 3(40m)	BF	No. 2 自立式石灰炉	9,500	170	2	10	15	180
	No. 4(40m)	BF	No. 3 メルツ式石灰炉	10,000	170	2	10	15	180
	No. 9(40m)	BF	No. 5 石灰焼成炉	17,350	170	3	10	15	180
	合 計			52,350	—	—	—	10	—

別表 4

粉じん防止対策

(令和 5 年 1 月末現在)

工場内設備

企業名	粉じん発生施設名等	粉じん防止対策
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	石灰石破砕室 クリンカ製造、出荷設備	1. 集じん装置：バクフィルタ 121 基 18 万 Nm ³ /h 以上 2 基 6 万 Nm ³ /h 以上 18 万 Nm ³ /h 未満 5 基 1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満 60 基 1.2 万 Nm ³ /h 未満 54 基 2. 輸送、破砕設備等の密閉化 3. 散水：固定散水 36 ケ所
宇部サント工業 (株)	珪砂、珪石粉製造設備	1. 集じん装置（バグフィルタ）の設置 1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満 2 基 2. 固定散水設備 2 ケ所 3. 粉じん発生施設の密閉
宇部マテリアルズ(株) 美祢工場	原料、製品輸送系統	1. 集じん装置(バグフィルタ)の設置 1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満 43 基 1.2 万 Nm ³ /h 未満 73 基 2. 粉じん発生施設の密閉
重安石灰 (株)	消化設備 消石灰パッカー	1. バグフィルタ (1.2 万 Nm ³ /h 未満) 3 基による集じん 2. 床面の清掃、堆積粉じんの除去
薬仙石灰 (株)	砕石No.1 ベルトコンベア No.1～No.4 消化設備	1. 散水、ベルトカバーの設置 2. B F による集じん、床面の清掃、堆積粉じんの除去
龍陽興産 (株)	輸送設備	1. 建屋密閉 2. 密閉式でないベルトコンベアに防じんカバーの取付及び散水 3. 破砕機と振動ふるいの一部に湿式タイプ（水洗ふるい）を採用

工場内道路・広場

企業名	粉じん防止対策
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	1. 道路散水・・・散水車 1 台 2. 道路清掃・・・吸引式清掃車 2 台 3. 道路、広場の舗装
宇部サント工業 (株)	1. 散水：散水ホース 5 ケ所 2. 道路、広場の舗装・清掃
重安石灰 (株)	散水：散水口 3 ケ所、清掃人による清掃
薬仙石灰 (株)	1. 散水・・・散水口 4 ケ所 2. 舗装及びスウィーパーによる清掃
龍陽興産 (株)	洗車装置 1 基 ・ 散水車 1 台

鉦山

企業名	粉じん防止対策
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	1. 散水車（放水車併用）4 台 （発破箇所の積込時） 2. 道路散水 3. 広場、堆積場散水・・・スプリンクラー 4 台
薬仙石灰（株）	1. 発破 1 回当たりの装薬量を少なくする。 2. 散水…固定散水及び散水車 3. BF による集じん

別表 5

騒音協定値 [dB(A)]

(令和 5 年 1 月末現在)

工場騒音

企業名	測定定点 No.	協定値 [dB(A)]		法規制値 [dB(A)]	
		朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)	朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
宇部サント工業 (株)	①	60	54	65	55
	②	60	54	65	55
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
	③	65	55	70	65
N G K エレクトロ デバイス(株)	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
	③	65	55	70	65
重安石灰(株)	①	60	50	65	55
	②	60	50	65	55
(株) T A I Y O	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
日本ユピカ(株) 美祢工場	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
薬仙石灰(株)	①	65	55	70	65
	②	65	55	70	65
龍陽興産(株)	①	60	55	—	—
	②	60	55	—	—

※龍陽興産(株)の測定定点No.①②は、騒音規制区域外のため法規制値は無い。

鉱山騒音

企業名	測定定点 No.	協定値 [dB(A)]		法規制値 [dB(A)]	
		朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)	朝・昼・夕 (6～21 時)	夜(21～6 時)
UBE 三菱セメント (株)伊佐セメント工場	最寄民家	65	55	70	65

別表 6

振動協定値 (dB)

(令和 4 年 1 月末現在)

工場振動

企業名	測定定点 No.	協定値 (dB)		法規制値 (dB)	
		昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)	昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)
UBE 三菱セメント (株)伊佐セメント 工場	①	60	55	70	65
	②	60	55	70	65
	③	60	55	70	65
宇部サント工業 (株)	①	60	55	65	60
	②	60	55	65	60
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	①	60	55	70	65
	②	60	55	70	65
	③	60	55	70	65
NGKエレクトロ デバイス(株)	①	60	55	70	65
	②	60	55	70	65
重安石灰(株)	①	60	55	65	60
	②	60	55	65	60
(株) T A I Y O	①	60	55	70	65
日本ユピカ(株) 美祢工場	①	60	55	70	65
	②	60	55	70	65
薬仙石灰(株)	①	60	55	70	65
	②	60	55	70	65
龍陽興産(株)	①	50	50	—	—
	②	50	50	—	—

※龍陽興産(株)の測定定点No.①②は、振動規制区域外のため法規制値は無い。

鉱山振動

企業名	測定定点 No.	協定値 (dB)		法規制値 (dB)	
		昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)	昼間(8～19 時)	夜間(19～8 時)
UBE 三菱セメント(株) 伊佐セメント工場	最寄民家	60	55	70	65

発破振動

企業名	測定定点No.	協定値 (dB)
UBE 三菱セメント (株)伊佐セメント 工場	最寄民家	65 以下となるように努める
薬仙石灰(株)	最寄民家	60 以下となるように努める
龍陽興産(株)	最寄民家	65 以下となるように努める

別表 7

水質汚濁防止対策

(令和 5 年 1 月末日現在)

企業名	排水口 No.	協定値							
		排出水量	pH	BOD (mg/l)		COD (mg/l)		SS (mg/L)	
				日間平均値	最大値	日間平均値	最大値	日間平均値	最大値
UBE 三菱セメント (株)伊佐セメント工場	4	900 (m ³ /h)	5.8～8.6	—	—	—	—	50	80
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	1	40 (m ³ /日)	5.8～8.6	—	—	—	—	70	90
NGKエレクトロ デバイス (株)	1	990 (m ³ /日)	5.8～8.6	20	55	20	55	20	90
(株) T A I Y O	1	50 以下 (m ³ /日)	5.7～8.7	300	300	—	20	10	10
日本ユピカ (株) 美祢工場	1	250 (m ³ /日)	5.8～8.6	10	15	10	15	20	50

企業名	排水口 No.	協定値					
		T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	Fe (mg/l)	Cr ⁶⁺ (mg/l)	CN (mg/l)	Mn (mg/l)
		最大値	最大値	最大値	最大値	最大値	最大値
UBE 三菱セメント (株)伊佐セメント工場	4	—	—	—	—	—	—
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	1	—	—	—	—	—	—
NGKエレクトロ デバイス (株)	1	120	16	3	0.3	0.3	—
(株) T A I Y O	1	—	20	10	—	—	10
日本ユピカ (株) 美祢工場	1	5	1	—	—	—	—

別表 8

悪臭防止対策

(令和 5 年 1 月末日現在)

企業名	測定位置	協定値	指導基準値
宇部マテリアルズ (株) 美祢工場	敷地境界線	10	14
NGKエレクトロデバイス (株)	敷地境界線	10	14
日本ユピカ (株) 美祢工場	敷地境界線	10	14

美 祢 市 の 環 境

(令 和 4 年 度)

令 和 5 年 2 月 発 行

編集・発行 美祢市市民福祉部生活環境課

〒759-2212 美祢市大嶺町東分 345 番地 1

T E L 0 8 3 7 - 5 3 - 1 0 9 0

F A X 0 8 3 7 - 5 3 - 1 0 9 9